ベトナムにおける人材派遣・紹介業制度調査

2012年12月

独立行政法人 日本貿易振興機構 ハノイ事務所

目次

はじ	じめに	Z	1
笙	1 音	人材紹介・人材派遣産業の概要	2
I.		界構造	
	1.	人材紹介業	
	2.	人材派遣業	
	3.	当該産業における日系企業の進出動向	
II.	市均	場規模	
	1.	人材サービス関連企業数、平均売上額の推移	
	2.	労働人口	
	3.	労働者の学歴、学生数	5
	4.	失業率、求職と求人のバランス	7
III.	市均	場トレンド	9
	1.	外資企業の投資状況	9
	2.	日系企業の投資状況	10
	3.	新労働法施行の影響	10
	4.	インターネット利用者の増加	11
	5.	賃金の上昇	12
	6.	人材移動の国際化	13
	7.	まとめ	14
第2		外資参入に関する規制・法的制約	
I.	外	資規制	
	1.	外資参入の可否と資本比率の制限	
	2.	E - 14 % 5 0 / 2 19 0 / 2 1	
II.	投資	資奨励策·外資優遇措置	
	1.	投資奨励業種	
	2.	税制優遇措置など	
III.	その	の他人材サービス特有の参入手続きにおける注意点	
	1.	申請先	
	2.	管轄官庁	16
55 € ∕	, *	必类新司· 尼 山之徒	20
		営業許可・届出手続 次試明まの取得手続き	
I.		資証明書の取得手続き 東業関東共用	
	1.	事業関連法規 具体的な投資証明書の取得手順	
TT	2.		
II.		業の許認可・登録手続き 東業関連は相	
	1.	事業関連法規	
	2.	具体的な営業許可・登録申請手順	
	3.	営業開始後の検査・報告等	
	4.	現地法人の支店の設立条件	

III. 就業者に必要な資格	24
IV. 現地スタッフの募集・採用	25
第4章 ベトナムにおける公的人材紹介センターおよび主な人材サービス企業	26
A. 公的人材紹介センター	26
B. 主な人材サービス企業	27
I. 日系(合弁会社、日本人が代表のベトナム企業も含む)	27
II. 非日系外資	30
III. ベトナム企業	33
第 5 章 関連法規	37
第6章 関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト	38
人材紹介業関連の申請書類フォーム(日本語)	40
人材紹介業関連の申請書類フォーム(ベトナム語)	52

はじめに

ベトナムに外資企業が本格的に進出するようになって、およそ 20 年となるが、人材関連のサービス 事業が始まったのは、ここ 10 年ほどのこととなる。2003 年 1 月 1 日からの改正労働法の施行までは、 外資企業は社員の募集をすぐに行う事もできず、まずは公的な人材紹介機関に依頼する必要があ った。そこで適当な人材が見つからない場合に、はじめて企業は社員の募集を開始することができ た。そのような不自由な時代が 10 年ほど前まであったと思えば、ベトナムの行政手続きもだいぶ変 わってきたと感じる。

また、人材派遣業については定義が曖昧な状態が続いていたが、2013年5月より施行される労働法の中で、初めて規定された。これに関連して、今後どのような施行細則が公布され、実施される事になるのか、国内外から大きな注目を集めている。社会主義国であり、「労働者が主人の国」のベトナムにおいて、今後人材サービスの分野がどのように発展していくのかは、ベトナム経済の将来にとって、大きな意味をを持つものであろう。

第1章 人材紹介・人材派遣産業の概要

ベトナムでは、人材紹介・人材派遣産業(以下「人材サービス産業」)における事業の定義にいまだ 不明確な部分が残る。また、ベトナム政府機関による企業情報の収集・管理が未成熟であり、当該産 業の業界団体もまだ設立されていないことから、現状では企業数などを含めた市場規模の正確な把 握は困難である。

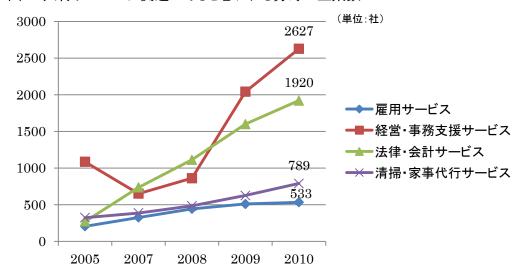
I. 業界構造

人材紹介会社および人材派遣会社の正確な企業数は把握できないが、2012 年 12 月時点でベトナム計画投資省に登録されている関連ベトナム企業(人材関連サービスを提供する企業。一部業務として提供する企業も含む)の数は、約 6,200 社¹である。しかし、実際に活動中であるのはこの半数以下であると予想される。

また、ベトナム統計総局のデータより、人材サービスに関連があると思われる分野の企業数(外資系企業含む)の推移を表したものが図1である。

この 10 年間における外国投資の増加に比例し、当該サービスを提供する企業も増加の傾向にあるようである。

図1 人材サービスに関連があると思われる分野の企業数2



1. 人材紹介業

構成する企業群は次の通りである。

No.	区分	備考
1	ベトナムの公的職業紹介機関	2011年末現在で、ベトナム全国において約130箇所。 ³ 日本のハローワークにあたる機関であり、主にベトナム企業を対象とした求人紹介、ベトナム人への失業保険交付などを行っている。

¹ベトナム計画投資省より入手したデータより

² "Statistical Yearbook of Vietnam 2011" GSO, 2012年6月

³ 労働傷病兵社会問題省の2012年4月6日付発表より

2	ベトナム企業	前述の通り、登録上は約6,200社だが、正確な数は不明。
3	外資企業(合弁含む)	日系(代表者が日本人のベトナム企業も含む)は、ベトナム 全土で10社以上。非日系外資企業数は不明。

主なサービスの提供形態は、次の通りである。

- a) 企業と求職者のマッチングサービス
 - ▶ 一般紹介・登録型:登録した求職者を、条件に合う企業に紹介する方法
 - ▶ サーチ・エグゼクティブサーチ型:企業の要望に適う人材を紹介する、いわゆるヘッドハンティング
- b) ウェブを利用した求人情報提供サービス

日系人材紹介会社の報酬額は、通常は紹介して採用された者の給与 2 カ月分が相場とされる。非 日系企業の場合には、最低報酬額や年収の何割かを請求する企業もある。

2. 人材派遣業

人材紹介業以上に業界の状況把握は困難となる。

一部の地域において実施された、労働傷病兵社会問題省法制局の調査結果(2010 年 9 月~11 月) による統計⁴は次の通り。

省·市	人材派遣企業数	派遣者数
ホーチミン市	59	5,393
ビンズオン省	51	8,210
カントー市	32	-
ドンナイ省	20	3,000
ダナン市	25	-

本調査では、ハノイを含む北部地域の企業数は不明。

人材派遣サービスを利用する企業数は、季節的要因(多いのは旧正月前後)による変動が大きく、また派遣を受けた企業では、平均で120~150人5の派遣労働者を使っている。

人材派遣が行われている職種は、会計・税務、人事管理、マーケティングなどの事務・管理職から、 警備員、店員、配達員、家政婦、ベビーシッター、介護者、コンパニオン、通訳、工場労働者まで多 岐に渡る。

人材派遣の形態は、概ね下記の二つに分類できる。

- a) 派遣元に登録された人材を短期間で派遣する一般派遣・登録型
- b) 派遣元と雇用契約した人材を長期的に派遣する特定派遣・常用型

後述するが、2012 年 12 月現在、ベトナムにおいて「人材派遣」を詳細に規定した法律はない。現状では、主にベトナム企業によって提供されている人材派遣サービスは a)の方である。前述の調査結果においても、「人材派遣に関する法令がない」ことから、ほとんどの人材派遣は、派遣元と派遣先との間での請負契約書・加工契約書・サービス契約に基づいて実施されている。

ただし、2012 年 6 月に公布された改正労働法(2013 年 5 月発効)において、初めて「労働派遣」について言及がされた。そこでは、b)の方法で、派遣元が派遣される人材を雇用しなければならないと

_

⁴ベトナム共産党電子新聞 2010年 12月 23 日付記事より

⁵ 労働傷病兵社会問題省へのヒアリングより

されており、今後の施行細則の公布が待たれる。

3. 当該産業における日系企業の進出動向

人材紹介業に関しては、日系企業をターゲットとしたサービス提供企業(日系、非日系外資、ベトナム企業)の数は年々増えており、競争は激化している。進出日系企業数が増加している(P.9 III.市場トレンド参照)とはいえ、もはや日系企業のみをターゲットとして新規参入することは、難しくなってきているといえよう。今後、日系企業が新規参入を考えるとすれば、ハノイ、ホーチミン市以外の地域に進出、特定の業種に特化したサービスを提供、または非日系以外企業の市場も視野に含めるなどの戦略が必要であろう。

一方、人材派遣業においては、法整備が遅れており、いまだ企業設立に不明瞭な部分が多いため、 外資系企業の目立った進出は見られない。しかし近年、日本で豊富な実績を持つ企業が数社ハノイ に進出しており、これからの需要に備えて各社準備を進めていることが窺える。2013 年 5 月 1 日施 行の新労働法および関連法令において、初めて人材派遣に関して規定される予定であり、今後サ ービスを提供する企業の法的要件も明らかになることで、当業界も新たな時代を迎えるであろう。

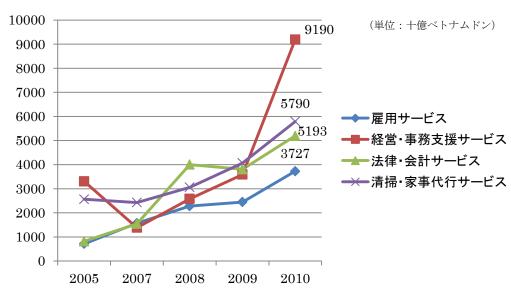
II. 市場規模

ベトナムでは日本のような統計数値が公表されておらず、正確な市場規模を把握することは難しいが、いくつかの指標を用いて市場概要を掴む事とした。

1. 人材サービス関連企業数、平均売上額の推移

人材サービスに関連があると思われる分野の企業数(P.2、図 1)および平均売上額の推移(図 2)を見ると、企業数、売上額共に、2005年から5年間で大幅な伸びを見せており、当該産業の成長ぶりが窺える。

図2 人材サービス関連分野の平均売上額6



_

⁶ "Statistical Yearbook of Vietnam 2011" GSO, 2012 年 6 月

2. 労働人口

2011 年 4 月 1 日時点のベトナムの人口は約 8,760 万人である(図 3)。これを年齢別に見てみると、15 歳から 19 歳が男女共にトップ、15 歳~59 歳までの労働年齢が 66.21%を占めており、労働人材の大きな供給源となっている。

ベトナム統計局の予想によると、2020年におけるベトナムの人口は約9,600万人(労働年齢比率65.4%)となり、2025年には1億人を突破、2049年に1億800万人(労働年齢比率57.5%)に到達する見込みであり、労働人口の増加に伴う当該産業の発展が予想される。

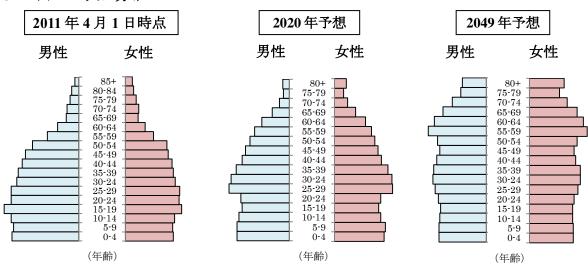


図3 ベトナムの人口分布7

3. 労働者の学歴、学生数

人材紹介において一般的に需要の高い人材は、4年制大学卒業レベル、または専門知識を身につけている人材である。人材派遣の場合、高い専門性や知識を持つ人材と、一般的な人材に分けられる。

図 4 は、2011 年の労働者(15歳以上)の学歴別構成を表したものである。全国的に見ると、技術専門を持たない人材が圧倒的な比率を占めるが、都市部では大学卒業者の割合が多い。

教育省が公表した 2012 年のデータ(図 5) によると、ここ 5 年間で大学・短期大学・専門学校の学校数、学生数共に増加しており、2012 年の卒業生数は大卒 23 万人、短大卒 17 万人、専門学校卒22 万人であった。

また、ベトナム政府は、2020年には工業国家となる事を目標としている。その実現に向けて、ベトナムの実情に合致した人材の教育・開発は最重要項目の一つであり、社会的な要求も高い。「2011年-2020年 ベトナム人材発展計画」に関する首相決定第 1216/QD-TTg 号によると、2020年には教育を受けた労働者の比率が 70%、大卒者は全体の 8.4%、短大卒者は同 4.9%とすることを、大学数は現在の 204 校から 259 校に、短大数は同 215 校から 314 校に増加、大学・短大の学生数は同 220 万人から 340 万~390 万人を目標としている(表 1)。

以上のことから、教育水準の高い労働者の増加と共に、労働市場の競争が激化し、人材関連サービスの利用も活発になることが予想される。

 $^{^{7}}$ "The 1/4/2011 Population Change and Family Planning Servey" GSO & UNFPA, 2011 年 11 月

図4 15歳以上の労働者の学歴別構成(2011年)8

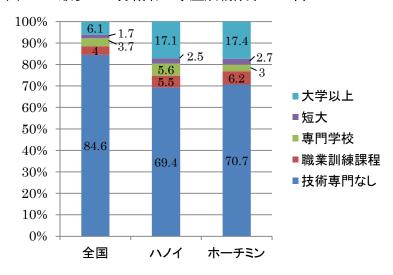


図 5 大学・短期大学・専門学校の学校数と学生数9

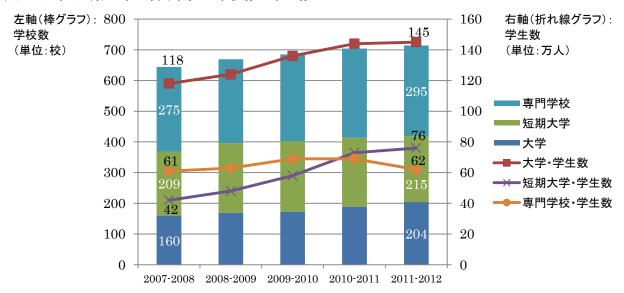


表 1 2011年-2020年ペトナム人材発展計画10

		· ·	
		2015年	2020年
全労働者中、教育を	受けた労働者の比率	55%	70%
	職業訓練	32.5%	37.8%
	専門学校	12.7%	18.9%
	短期大学	3.3%	4.9%
	大学以上	6.5%	8.4%
学校数			
	大学	-	259 校
	短期大学	-	314校
	専門学校	490 校	540 校
	職業訓練センター	920校	1,050 校
学生数			
	大学+短期大学	-	340~390万人

 $^{^{8}}$ "Report on the 2011 Vietnam Labour Force Servey" GSO, 2012 年

⁹ベトナム教育省の統計データより

¹⁰ 首相決定第 1216/QD-TTg 号より

4. 失業率、求職と求人のバランス

2011年のベトナムにおける失業率(表 2)によると、主要な各先進国と同様、15歳~24歳の失業率が高く、職業訓練・専門学校・短期大学を卒業した労働者の失業率は、全体平均を上回る数値となっている。また、失業者の構成(表 3)を見ると、職業訓練を受けた労働者、専門学校以上の学歴を持つ労働者の比率が23.4%を占めており、これは労働者全体の構成から見れば(図 4)、高い比率であることがわかる。

表 2 ベトナムの失業率 2011年(単位:%)11

	全国	都市部	農村
全国平均	2.22	3.60	1.60
年齢別			
15-19歳	4.94	10.21	3.84
20-24 歳	5.30	8.62	4.07
25-29 歳	2.68	4.13	1.96
30-34 歳	1.43	2.54	0.89
35-39 歳	1.08	2.03	0.63
40-44 歳	1.06	1.93	0.64
45-49 歳	1.14	1.98	0.75
50-54 歳	1.67	3.23	0.92
55-59 歳	2.45	4.40	1.62
学歴別			
技術専門なし	2.03	3.82	1.43
職業訓練	3.08	3.37	2.79
専門学校	3.33	3.98	2.73
短期大学	5.19	5.43	4.95
大学以上	2.58	2.28	3.43

表 3 失業者の構成 2011年11

最終学歴	比率(%)
教育を受けていない者	2.5
小学校中退	8.6
小学校卒業	20.7
中学校卒業	25.8
高校卒業	19.0
職業訓練を受けた者	5.8
専門学校卒業	5.6
短期大学卒業	4.4
大学以上卒業	7.6

また、人材の需要と供給を探る上で参考となる資料の一つが、ホーチミン市労働傷病兵社会局下の 人材需要予測・労働市場情報センターのデータである。(図 6、7)

- ▶ 求人側の対象データ数:約27万件
- ▶ 求職側の対象データ:約9万件
- ➤ データ収集方法:インターネット、新聞、雑誌、職業紹介機関による情報、企業による直接求人 情報

求人と求職で対象データ数に相違があること、限られたソースからの情報であることなどから、正確な 分析はできないが、いくつかの傾向を読み取ることができる。

- 1) 会計・監査の専門分野における求職者が飛び抜けて多く、人気が高い分野であるようだが、対する求人側の需要はそこまで高くないため、供給過多の傾向にある。
- 2) 縫製・革・靴、機械・金属、建設・建築などの製造業、インフラ関係の需要は下がる一方で、メイド・警備員等派遣、販売などのサービス業の比率は上がっている。また、マーケティング・経営管理、人事・総務の需要が高まっていることから、成熟過程に入り始めた企業が増加していると考えられる。

Copyright©2012 JETRO All rights reserved.

¹¹ "Report on the 2011 Vietnam Labour Force Servey" GSO, 2012

- 3) 短大・大学以上を卒業した求職者の比率が全体の 8 割を占めるのに対し、求人側の同比率は 1/4 程度であり、前述の学歴所持者の失業率の高さとの関連が見られる。
- 4) 専門学校を卒業した専門技術を持つ人材の需要が高く、供給不足であることがわかる。

図 6 【業種】人材の需要&供給の推移(ホーチミン市) 主要項目抜粋12

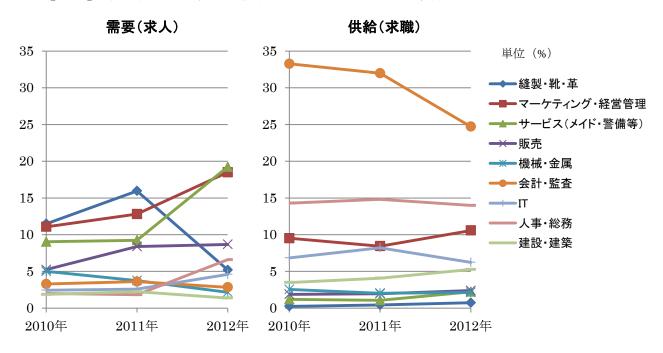
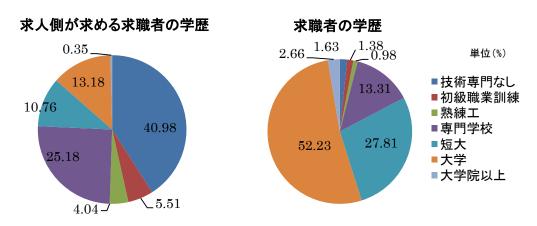


図7【学歴別】人材の需要&供給の現状(ホーチミン市) 2012年12



若年層(特に学歴所持者)の失業率が高いことの主な原因として、景気後退による求人の減少と、需要と供給のミスマッチが挙げられる。後者については、人材サービス産業の成熟により解決可能な問題であり、当該産業の事業者にとっては大きなビジネスチャンスとなる。企業と学生間のより適性の高いマッチングもさることながら、企業が採用したいと思う人材を育成するシステムの構築、教育機関との提携なども、ポテンシャルの高い事業であろう。

_

¹² ホーチミン市人材需要予測・労働市場情報センターの統計データより

III. 市場トレンド

市場トレンドについては、今後の人材サービス産業に影響を及ぼすと考えられるいくつかのファクターについて述べる。

1. 外資企業の投資状況

人材の紹介、派遣も含めて、最も有望な市場は、ベトナムで 200 万人以上の労働者(全労働者の 21.39%)¹³を抱える外資系企業向けサービスとなろう。

スキルの高い人材を求める外国からの投資プロジェクトは、人材紹介業にとって大きな市場となる可能性を持ち、人材派遣サービスを雇用の調整弁として求めるだろう。特に、現行労働法下で期限付き労働契約の延長は1回のみ、という条項が新労働法においても維持された事で、自社での直接雇用を控え、人材派遣サービスの利用を検討する外国系企業が増えることが予想される。また、将来的にはベトナム企業も国際化が進み、外資企業との取引の増加により、人材紹介サービスを利用して優れた人材(外国人も含む)を採用する企業も増えるであろう。

ベトナムにおける外資企業の数は、2010年12月31日の時点で7,254社となっており、2005年と比べて2倍以上に増加している(図8)。

また、2012年の対内直接投資案件の統計によると、年初から2012年12月15日までに全国で投資証明書が発給された投資案件(新規・増資)は1,535件、登録投資金額(新規・増資)の合計は130.13億ドルで、投資金額の減少は見られるものの、案件数は2009年以降上昇しており、企業数もこれに併せて増加していることが推測される(表4)。

8,000 7,254 7,000 6,546 1,259 5,626 6,000 1,134 4,961 1.0145,000 ■合弁会社 943 3,697 4,000 ■100% FDI 845 3,000 5,995 5,412 4,612 2,000 4,018 2,852 1,000 0 2005 2007 2008 2009 2010

図 8 2010年12月31日時点での外資系企業数13

表 4 世界の対越直接投資14

		20	09	20	10	20	11	20	12
件数	新規	1,054	839	1,238	969	1,465	1,091	1,535	1,100
	増資		215		269		374		435
金額	新規	21,482.1	16,345.4	18,595.5	17,229.6	14,696.0	11,558.6	13,013.3	7,854.1
(百万ドル)	増資	21,702.1	5,136.7	10,393.3	1,365.8	14,090.0	3,137.4	13,013.3	5,159.2

^{13 &}quot;Statistical Yearbook of Vietnam 2011" GSO, 2012年6月

¹⁴ ベトナム外国投資庁統計データより

2. 日系企業の投資状況

進出日系企業数の正確な数字は公表されていないが、ジェトロ・ハノイ事務所による調査では、2012年10月時点で1,783社(うち支店・事務所が512社)となっている。2012年の対内投資状況をみると、日本からの投資が案件数、金額共に他国を大きく引き離してトップに位置しており(表5)、新規投資案件数に関しては、過去最高を記録した2011年の208件を上回り、270件に達した。

日本国内での閉塞感や電力供給への不安、円高などの要因もあり、海外投資に目を向ける日本企業は増加する一方である。その中でも昨今は対中関係の悪化が大きな要因となって、中国への進出、追加投資が見送られ、代わりに地理的にも近い親日国家ベトナムが、有望な投資先候補の筆頭に挙げられている。また、日本の場合には官民が協力してベトナムの投資環境の改善を支援しており、最近では小規模投資向けのリース工場の建設なども進められ、日系企業の進出を後押しする形となっている。

このような背景もあって、ベトナムを初めての海外進出先として選ぶ中小企業も多く、限られた人材を やりくりして派遣する際、言語面や総務・経理関係など、駐在員が不慣れな作業をサポートする人材 が必須となる。そのため、日本語のできる人材や日系企業での就労経験がある人材、また言語能力 を兼ね備えた技術者などの需要は、今後ますます高まるであろう。人材サービス関連企業にとって、 このような日系企業の増加は市場拡大の追い風となると考えられる。

₹ 12
1 1

			新規投資		増資	合計* 5,137.9 1,727.5
No.	国・地域	性数 金額* 件数		金額*	合計*	
		11 200	(百万ドル)	11/2/	(百万ドル)	
1	日本	270	4,007.4	108	1,130.6	5,137.9
2	シンガポール	89	488.4	49	1,239.1	1,727.5
3	韓国	243	757.1	89	421.0	1,178.1
4	サモア	6	37.5	2	870.3	907.8
5	英領バージン諸島	19	95.9	23	692.4	788.3
6	香港	43	549.5	16	108.2	657.6
7	台湾	52	192.4	52	260.7	453.1
8	キプロス	2	375.6	1	2.5	378.1
9	中国	69	302.2	16	42.6	344.9
10	マレーシア	37	115.7	7	108.6	224.3

^{*} 小数点第2位を四捨五入

3. 新労働法施行の影響

2012年6月の国会で可決された新労働法が2013年5月1日より施行となるが、人材サービス産業への影響として、以下のような点が考えられる。

(1) 現行の残業 200 時間の上限が据え置かれ、期限付き契約の更新も1回限りのまま変更がなかったため、雇用契約を締結する社員数を制限する企業が出てくるであろう。特に熟練を要さない業務の場合には、社員と無期限の雇用契約を締結する事は避けられる。そのため、雇用契約を人材派遣や請負業務に切り替える企業が増える可能性がある。

¹⁵ ベトナム外国投資庁統計データより

- (2) 女性の産休期間が現行の4カ月から6カ月に延長された。また、早期の職場復帰も最短で現行の2カ月から4カ月に変わる。また、12カ月未満の子供がいる女性の勤務時間は、現行通り1日7時間のままである。この改正は、無期限の雇用契約を締結する者にとっては全面的にプラスであるが、期限付き雇用契約者の場合、契約期間終了後の更新が見送られる原因になり得る。いずれにしても、代替する人材の紹介や派遣などのビジネスチャンスは増加するであろう。
- (3) 前述の通り、労働派遣について初めて新労働法に記述された。その条文によれば、派遣される社員は派遣元と雇用契約を締結する者である。同法の施行細則が公布されていないため、まだ不明な部分が多いが、この内容通りであれば、人材派遣企業は多くの社員を抱える必要が出てくる。また、人材派遣が認められる分野も政府の決定を待つ段階であり、製造業が含まれるかどうかが、注目点となる。

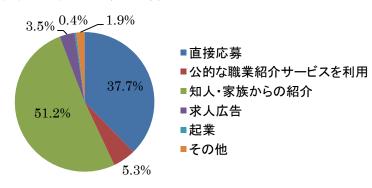
4. インターネット利用者の増加

2012 年 11 月時点におけるベトナムのインターネット利用者数は、およそ 3,130 万人であり、人口の 35.6%に当たる¹⁶。2000 年時点での利用者数 20 万人に対し、この 10 年あまりの間におよそ 15 倍まで増加した。ベトナム情報通信省によるインターネット発展計画によると、同国のインターネットの普及率は、2020 年には 45~50%となる予定である。

このようなインターネットの普及は、人材紹介サービスに大きな影響を与えている。2011 年の求職者の求職方法を分析したデータ(図 9)を見ると、知人や親族などに職業の紹介を依頼するケースが約5割、続いて企業求人に直接応募するケースが約4割となっている。純粋に求人広告を見て応募する比率はまだ低いが、企業求人を探すツールとしてメディア上の求人広告が利用されている可能性が高い。特に、求職者の教育レベルが上がるにつれ、直接応募と求人広告利用の比率は増えており(図 10)、今後、学歴所持者の増加とインターネット普及率の上昇に合わせて、ウェブを利用した求人・求職が活発になるだろう。

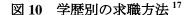
ベトナムにおいては Facebook の利用者数も急増している。2012 年 4 月 1 日における利用者数は 352 万人だったが、6 月 30 日の時点では 548 万人になっており、この間の増加率は 55.6%と世界でもトップクラスである。ベトナム人は新しい流行への関心が高いため、今後は新たなメディアやツールの導入も検討されるべきであろう。

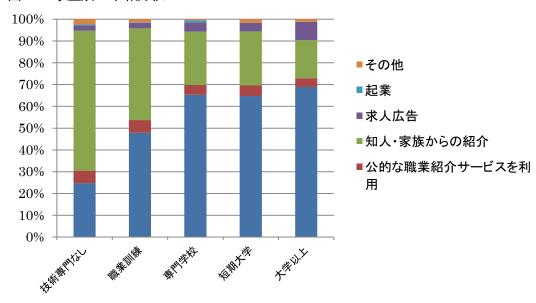
図 9 求職者の求職方法(2011年)¹⁷



¹⁶ ベトナム情報通信省ベトナム・インターネットセンター (VNNIC) の統計データより

¹⁷"Report on the 2011 Vietnam Labour Force Servey" GSO, 2012



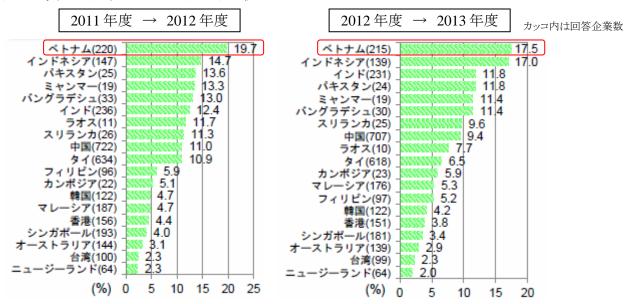


5. 賃金の上昇

ベトナムでは、近年 10%前後のインフレの影響もあって、賃金の上昇が続いている。アジア・オセアニア各国と比較した賃金のベースアップ率は、2011年の調査に引き続き 2012年もベトナムがトップとなった(図 11)。表 6 は、ベトナムにおける最低賃金の推移である。

賃金の上昇は、ベトナムへの外国投資(特に製造業)の鈍化、人材紹介・派遣の報酬の高騰に繋がる懸念がある一方、より適性の高い人材の雇用、雇用形態の多様化へのニーズが高まることとなり、これら顧客の要求に応えられる人材サービス事業者にとっては、大きなビジネスチャンスとなる。

図11 賃金の前年比ベースアップ率比較18



^{18 「}在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012 年度調査)」ジェトロ, 2012 年 12 月

表 6 最低賃金額の推移(外資系企業対象、第1地域※)

2012年12月時点1ドル=20,900ベトナムドン

期間	最低賃金額 (ベトナムドン)	上昇率(%)
2007年12月31日まで	870,000	-
2008年12月31日まで	1,000,000	14.94
2009年12月31日まで	1,200,000	20.00
2010年12月31日まで	1,340,000	11.67
2011年9月31日まで	1,550,000	15.67
2012年12月31日まで	2,000,000	29.03
2013年1月1日以降	2,350,000	17.50

※ハノイ、ホーチミン等の都心部

なお、大卒者の初任給の相場は250~300米ドルであるが、これも毎年10%程度上昇する傾向にある。また、数年前までマネージャークラスの給与は500~600米ドル程度が相場であったが、現在は800米ドル以上が一般的である。中国、タイ、インドネシアと比較すると、製造業では依然としてベトナムとの開きが見られるが、非製造業ではその差が縮まっていることがわかる。

表 7 基本給(月額)の比較19

(単位:米ドル)

		中国	タイ	インドネシア	ベトナム
	作業員	328	345	229	145
製造業	エンジニア	579	698	420	315
	マネージャー	1,061	1,574	1,022	719
非製造業	スタッフ	730	664	423	425
	マネージャー	1,659	1,602	1,262	1,110

6. 人材移動の国際化

現在、ベトナム人の紹介を主としている人材紹介サービスだが、各社とも報酬額のより大きい日本人を含む外国人の紹介にも、徐々に注力するようになっている。特に日本および海外に拠点を持つ人材紹介会社は、国外の人材を紹介することが可能であり、この分野では強みを発揮するであろう。在日本の企業でも、外国人留学生や国外の人材を採用する企業が出てきており、海外でより良い仕事を探したいベトナム人を、日本やその他の国に紹介する事例も増えることが予想される。また、在ベトナムの日系企業が専門的な知識や経験を持つ日本人を探す際、ベトナム国内での求人では限度があるため、国外に住む希望者を紹介する事も同様に発生する。海外に初めて進出する中小企業などの場合、海外駐在経験のある人材が不足しているため、経験ある人材を広く求める事になろう。また、大手企業の場合でも、海外赴任者に関わるコストが高負担であるため、可能な限り現地での採用に切り替える動きも生じている。

このような動きは人材紹介業に限らず、人材派遣業にも影響を及ぼす要因である。

^{19「}在アジア・オセアニア日系企業活動実態調査(2012年度調査)」ジェトロ, 2012年 12月

7. まとめ

べトナムも途上国から中進国となり、近年の経済発展は目覚しいものがある。しかしながら、株式や不動産といったバブル経済に踊らされる面も多く、堅実な産業が順調に育っている状況とはいえない。かつては、「手先が器用・勤勉・低廉で豊富な労働力」がベトナムのうたい文句であったが、工場労働者の賃金相場もこの5年あまりの間に倍増し、もはや低賃金のみを期待した外資企業によるベトナム進出の時代は、そろそろ終了しようとしている。ベトナム国内においても、ハノイやホーチミン周辺では、長期的な稼動が難しい労働集約型産業の進出を拒絶する地域も既に出てきている。今後は労働力もコスト以上に質的な面が重視される事になり、個々の人材の優劣が、企業の成長においても大きな意味を持つようになる。

このような時期において、人材サービス産業の果たす役割は、これまで以上に重要なものになってくる。この分野が成長することで生じるメリットを挙げてみたい。

- ▶ 求人・求職情報の質・量・速度面での改善が進む。
- ▶ 都市と地方での情報格差が解消される。
- > 妥当な賃金相場が形成される。
- ▶ 健全な労働市場が構築され、需給関係が円滑化する。
- ▶ 雇用のミスマッチが解消され、人材が適材適所で勤務できるようになる。
- ▶ 雇用の調整機能に役立つ。
- ▶ パートタイムや短期の期間契約など、多様な雇用形態が生まれる。

ベトナム人の聡明さや勤勉さをもってすれば、さらなる経済の成長は充分可能であるが、それも最終的には人材の問題に帰結する。そう考えれば、人材サービス産業の発展は、ベトナム経済の将来を占う一つの試金石と言えるかもしれない。

第2章 外資参入に関する規制・法的制約

I. 外資規制

1. 外資参入の可否と資本比率の制限

日本を含む諸外国とベトナムとの条約・協定において、人材サービスに関する市場開放の期限を記載したものはない。また、ベトナム国内法においても、当該分野への外資規制に関する記述がないため、法的には外資の参入は可能であり、資本比率の制限もない。

参照法令	内容
日越投資協定付録 I·II	人材サービスは、日系の投資家に対する規制分野に該当し
日恩汉員 励尼门 聚 1 11	ない。
	ベトナム政府は日本の投資家に対して、ベトナム企業と同等
日越投資協定第2条	に扱い、ベトナムが条約を締結している第3国よりも不利な扱
	いをしないことを公約。
投資法第30条	人材サービスは、ベトナムにおける外資企業に対する禁止投
政令第 108/2006/ND-CP 号付録 IV	資・経営分野に該当しない。
投資法第29条	教育・訓練に関連する事業は、ベトナムにおける外資系企業
政令第 108/2006/ND-CP 号付録 III	に対する条件付投資分野に該当する。
	2008年6月20日以降、外国投資家も人材サービス野に参
政令第 71/2008/ND-CP 号	入可能。条件、申請手続き、事業形態等について、外国投資
	家はベトナムの企業と同等の扱いを受ける。

2. その他の特殊な規制

その他の特殊な規制はないが、実際に人材紹介業の許可を取得している外資企業数は多くはない。 当局も審査経験が少なく不慣れなため、手続きに多少時間がかかる可能性がある。

II. 投資奨励策·外資優遇措置

1. 投資奨励業種

人材サービスは投資奨励案件に該当しない。

(参照法令:投資法、投資法施行細則政令第 108/2008/ND-CP 号)

2. 税制優遇措置など

人材サービスに対し、税制上の優遇措置は適用されない。従って、法人税は標準税率である 25%が 適用される。

(参照法令:法人税法、法人税法施行細則政令第 124/2008/ND-CP 号、同通達 130/2008/TT-BTC 号)

III. その他人材サービス特有の参入手続きにおける注意点

1. 申請先

通常、外資企業がベトナムに投資する際、①3,000 億ベトナムドン未満の投資額、②条件付投資分野以外の事業を行う企業であれば、設立申請と事業内容の登録を認める投資証明書を取得することになる。その申請先は、中央直轄市・省の人民委員会計画投資局(工業団地等へ進出する場合は、管轄の管理委員会)である。(関連項目:第3章 I項)

人材紹介業の場合、投資証明書の取得後に、改めて地域の労働傷病兵社会事業局に、事業登録を行う必要がある。人材派遣業は、未だ規定がないため不明。(関連項目:第3章II項)

2. 管轄官庁

人材紹介業の管轄官庁は、中央省庁では労働傷病兵社会事業省、地域では労働傷病兵社会事業 局となる。人材派遣業は、未だ規定がないため不明。

べトナムにおける人材サービス

ベトナムの法令で規定する人材サービスは次の通りである。

(1) 人材紹介

現行の労働法および関連文書(第3章 II.1 項参照)で規定する人材の斡旋サービス(以下「人材紹介」)は、次のような業務を実施する事業である。

- ◆ 職業、職業訓練、労働関連政策に関する相談で、以下の内容を含む。
 - 労働者に対する職業選択、訓練のレベル、適正、希望に適した学校についての職業訓練に関する相談。
 - 労働者に対する職業選択、適正、希望に適した学校、受験対策、経済的な自立、国内外からの求職に関する相談。
 - 雇用者に対する求人、人事管理、人材教育、雇用、職業訓練に関する相談。
 - 労働者および雇用者に対する労働政策や労働法に関する相談。
- ❖ 労働者に対する職業紹介、雇用者の要求に合った労働者の派遣および選考で、以下の内容を含む。
 - 求職者に対する求人をしている会社、機関、組織、個人の紹介。
 - 書類選考により、雇用者の要求に適した労働者の供給。
 - 雇用者の要求、条件に適した労働者の選考。
- ❖ 地域および全国における、労働者、雇用の必要性、労働基準、給与、地域別賃金を含む労働市場情報の収集、分析および提供。
- ❖ 法律の規定に基づく雇用の解決と共に職業訓練を行う。

規定に基づき人材紹介会社が受領できる報酬額は、以下の額に限定される。(相談、紹介、労働者派遣、労働市場の情報提供を含む。)

No.	業務内容	単位	料金
1	相談業務		
1.1	労働者の場合	1回、一人あたり	1万ドン以下
1.2	雇用者の場合	1回、一人あたり	2万ドン以下
2	人材紹介		
2.1	労働者	紹介一人あたり	20 万ドン以下
2.2	雇用者	紹介一人あたり	労働契約書に記載された当初 1 カ月の給与
2.2	/在川石	かロノ ノくびノーこう	に対して、その 20%を超えない。
3	雇用主の要請による人材派遣および人材雇用		
3.1	労働者	紹介一人あたり	労働契約書に記載された当初 1 カ月の給与

			に対して、その 20%を超えない。
2.2	雇用主	紹介一人あたり	労働契約書に記載された当初 1 カ月の給与
3.2	准用土		に対して、その 30%を超えない。

法律上、報酬額が非常に低額で規制されていることがわかる。人材紹介会社にとっては利益が全く 出ないような金額であるため、対策として、人材紹介と併せて人事コンサルティング契約を締結する などしているようである。

(2) 人材派遣

人材派遣は新しい概念で、2012 年に新労働法が制定される以前は、このサービスについての詳細な規定は存在しなかった。しかしながら、警備員、清掃作業員、運転手、通訳、家政婦などの派遣会社は存在する。職業紹介業の許可書を持つ企業の中には、労働者と労働契約書を締結した後、労働者を必要とする企業と「人材派遣契約書」または「労働サービス契約書」を締結し、その企業へ労働者を派遣している企業があるようである。ただし、このような事業形態は外資系企業には実施困難であるう。

地域の行政当局は、人材派遣について以前から存在を認識していたが、実際に問題が発生した際に上部機関に報告を行っても、国の関連機関が対応してこなかったようである。そのような事例が重なったことから、新労働法に人材派遣に関する内容が明記されたと想定される。

2012 年 6 月 18 日に国会で可決され、2013 年 5 月 1 日より施行される新労働法第 10/2012/QH13 号で規定された人材派遣とは、

- 1) 人材派遣の許可書を持っている企業(派遣元)によって雇用された労働者が、他の雇用者(派 遣先)の下で管理、指示を受けて労働に従事する
- 2) 労働者の労働契約は、人材派遣企業(派遣元)と締結したものを維持するとなっている。

ただし、人材派遣が可能な業務については規制があり、その内容は今後施行される新労働法の細則で規定される。また、人材派遣業の許可を得るためには、一定額を供託する必要もあるが、その金額についても現在は未定である。

なお、派遣元および派遣先は、次の内容を含んだ人材派遣契約書を締結しなければならない。

- 就業場所、職務、仕事の詳細、労働者への要求
- ▶ 雇用期間、就業開始時期、勤務時間、休憩時間、労働衛生安全条件
- 労働者に対する双方の義務

労働派遣契約の当事者である労働派遣会社(派遣元)、労働派遣の受入れ先(派遣先)、派遣労働者の権利および義務は、新労働法に以下の通り詳細に規定されている。

	l.handrol	<u> </u>
	権利	義務
労働派遣会社(派遣元)	- 労働規律違反をした派遣労働者に対して、労働規律違反の処分を行うこと	 派遣労働者受入れ先の要求に適合したレベルの労働者の派遣を保証すること 労働派遣契約の内容を被雇用者に通告すること 被雇用者と労働契約を締結すること 労働派遣の受入れ先に、被雇用者の履歴と要求を通知すること 賃金、社会保険料、医療保険料等雇用者の義務を履行すること 派遣労働者の賃金として、労働派遣の受入れ先において、同一レベル、同一業務または同一価値の業務に従事している労働者の賃金と比べ、それを下回らない額の支払いを保証すること 労働派遣についての書類を作成し、国家管理機関に報告すること
労働派遣の受入れ先(派遣先)	- 合意した要求に応えることができない場合、労働派遣会社に戻すこと	 派遣労働者に対して、就業規則を通知し、指導すること 派遣労働者と受入れ先の被雇用者と比べ、差別的取扱いをしてはならないこと 労働派遣契約の内容以外の残業をさせる場合、派遣労働者と合意すること 受け入れた派遣労働者を、別の雇用者に対し派遣してはならないこと 派遣労働者と労働派遣会社の労働契約が、まだ解除されていない場合、派遣労働者を正式に採用することについて、派遣労働者および労働派遣会社と合意すること 派遣労働者の労働規律違反に関する証拠を提供すること
派遣労働者	- 派遣労働者の受入れ先と、同一レベル、同一業務または同一価値の業務に就く者の賃金と比べ、それを下回らない額の賃金の支払いを受けること - 派遣労働者受入れ先が、労働派遣契約の合意に違反した場合、労働派遣会社に苦情を申し出ること - 規定に基づき、労働派遣会社に対し、労働契約の一方的解除権を行使すること - 労働派遣会社と労働契約の解除後、派遣労働者の受入れ先と労働契約の締結で合意すること	- 労働契約に基づき業務を履行すること - 就業規律を順守すること

日系企業、特に製造業からは日本のような形での人材派遣を望む声もあるが、上記の通り新労働法では派遣業種を制限するとしており、製造業での派遣そのものが認められるかは不明である。また、派遣される労働者も、新労働法に基づき派遣企業と労働契約を締結した者となる。ベトナムの労働

法の基本的な性格は、労働者の権利を守る内容が強いため、労働派遣についても雇用者側に有利な形となる可能性は低いと予測される。

(1) 請負

ベトナムで企業が提供する請負サービスには、製造、建設、製造企業内における社員食堂の運営、 会計・税務の代行などがある。このうちの製造を除く分野では、それぞれの事業内容の定義が法規 上も明確であり、これらの営業登録を行った企業が実施している。

しかし、製造業の請負はベトナムでもニーズの高い事業分野でありながら、投資法等にはこの業務に関する定義や規定がない。ベトナム企業の場合、製造を行なう工場や作業場所を持たなくとも、申請すれば製造業の登録も可能であるが、外資企業の場合には、製造業を行うためには工場等との契約が必要である。そのため、この業務を実施する外国投資家は、投資証明書申請の際に、事業内容として"技術支援サービス"、"技術サービス"等の名目で登録を行なう以外は、現状では方法がない。

ベトナムの当局にとって、製造業務の請負はまったく未知の概念であるようで、上記のような名目で 投資証明書を取得できたとしても、実際に企業がサービスを実施できるかどうかは、現状ではグレー ゾーンである。工場ラインでの生産の請負、日本で言う構内請負業の場合、発注側が事業内容に不 動産の賃貸業務の許可を取得していないと、当局が請負契約を認めない事態も発生している。これ は、受注側は作業を行う場所を借りるので、発注者側には不動産の賃貸の許可が必要と、当局が考 えているためである。

人材派遣業と併せて、特に製造業における請負についても法整備が待たれるところである。

第3章

営業許可・届出手続

I. 投資証明書の取得手続き

前章で述べた通り、外国投資家がベトナムで事業を実施するために企業を設立する際には、次のようなステップを経て事業を開始する。

- 1) 投資証明書を取得
- 2) 人材紹介業は、別途事業の許認可を取得
- 3) 人材派遣業は、現時点で規定なし

1. 事業関連法規

- 2005年11月29日付投資法 No. 59/2005/QH11
- 投資法の一部条項の施行ガイダンスである 2006 年 9 月 22 日付政令 No. 108/2006/ND-CP
- 2005年11月29日付企業法 No. 60/2005/QH11
- ベトナムにおける投資手続きを行う文書の公布に関する計画投資省の 2006 年 10 月 19 日付決定 No. 1088/2006/QD-BKH

2. 具体的な投資証明書の取得手順

ジェトロウェブサイト「外国企業の会社設立手続き・必要書類」参照:

http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/invest 09/

II. 事業の許認可·登録手続き

現時点では人材派遣業に関する規定がないため、人材紹介業の許認可・登録手続きについて 解説する。

1. 事業関連法規

- 人材紹介機関の設立および活動の条件、手続きを規定した 2005 年 2 月 28 日付政令 No.19/2005/ND-CP
- 政令 No.19/2005/NÐ-CP の施行ガイダンスである労働傷病兵社会事業省の 2005 年 6 月 22 日付通達 No. 20/2005/TT-BLDTBXH
- 政令第 No. 19/2005/ND-CPの一部を修正、補則する 2008 年 6 月 5 日付政令 No.71/2008/ND-CP
- 通達 No. 20/2005/TT-BLDTBXH および政令 No. 71/2008/ND-CPを修正、補則する労働傷 病兵社会事業省の 2008 年 11 月 20 日付通達 No.27/2008/TT-BLDTBXH

2. 具体的な営業許可・登録申請手順

(1) 人材紹介業許可書の発給条件

No.	基準	具体例
1	所在地、事務所	会社の業務を行うために十分な面積があり、事務所について 36
		か月以上の賃貸契約を有すること。
2	設備等	労働者に関するアドバイス、紹介、派遣および労働市場の情報に
		関する部署を有し、コンピュータ、電話、ファックス、Eメール、労働
		市場の資料、その他サービス提供に要する設備を保有しなければ

		ならない。
3	供託金	事業において発生する不慮の事故、補償の支払いのために、最
		低3億ドンを銀行に供託しなければならない。
4	人材	短期大学以上の学歴で、経済、法律、外国語の専門課程を卒業
		した者を最低 5 人雇用し、各専門につき 1 人以上を配置しなけれ
		ばならない。従業員は履歴書を所持し、道徳的な資質を持ち、前
		科がなく、町村レベルの人民委員会による居住確認証明書を得た
		者とする。

(2) 人材紹介活動許可書の申請書類

No.	書類名	備考
1	人材紹介業の許可書申請書	通達 No.20/2005/TT-BLDTBXH の添付第 5
		号書式に基づく。
3	投資証明書	公証写し
4	最低 36 か月の契約期間を有する事務所の	公証写し
	賃貸契約書	
5	設備等に関する報告書	
6	許可書申請時点での従業員名簿、学歴の証	外国人の場合は、大学の卒業証書、無犯罪
	明書の公証写し。および町村レベル人民委	証明書で合法化されたもの。
	員会が確認した履歴書	
7	銀行の供託金証明書	公証写し

- 書類の申請先:所在地の労働傷病兵社会事業局
- 書類の審査期間:15 営業日
- 許可書の有効期間:36カ月(その後の延長期間も最長 36カ月)

(3) 許可取得得後の手続き

▶ 新聞への広告掲載

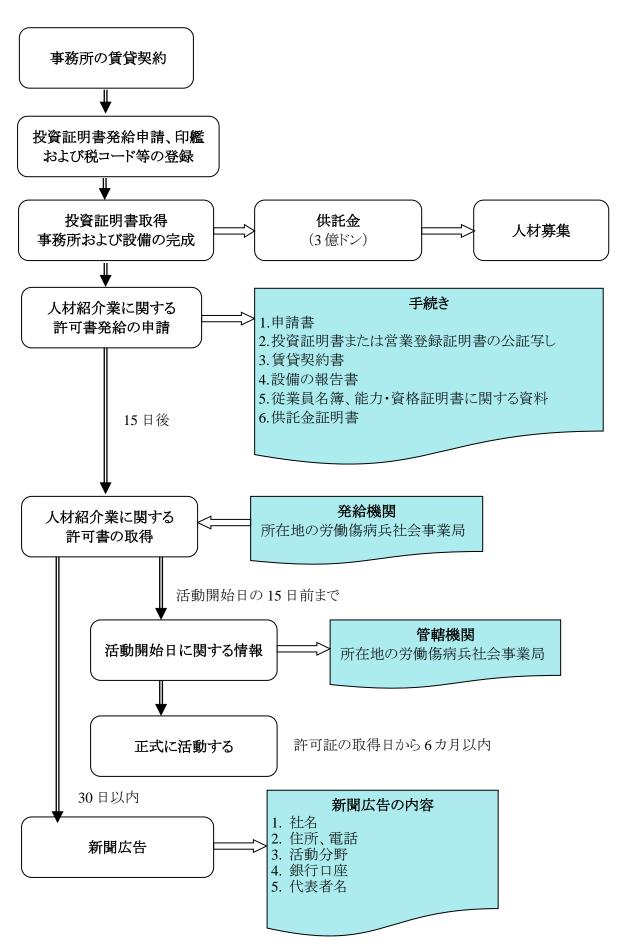
会社は、人材紹介業の許可書を取得してから 30 日以内に、地方または中央の新聞紙上で連続して5回、広告を掲載しなければならない。主な広告の内容は以下の通り。

- 会社名
- 事務所の所在地
- 活動分野
- 銀行口座
- 代表者名
- 電話番号

▶ 活動開始日に関する情報

企業は、活動開始の 15 日前までに所轄の労働傷病兵社会事業局に文書で報告しなければならない。

【フローチャート】人材紹介会社の設立手続き



Copyright©2012 JETRO All rights reserved.

3. 営業開始後の検査・報告等

(1) 定期報告

企業は、本社所在地の地域の労働傷病兵社会事業局に対し、毎年7月5日および1月5日 までに上半期および通年の定期報告を行わなければならない。記載内容は労働傷病兵社会省 の規定に基づく。

(2) 企業のその他の責任

- 法規に基づき、社内の労働者に対する権利を保証すること。
- 労働法の規定に基づき、労働者の使用状況を報告すること。
- 労働者、雇用者、職業訓練生、相談者と締結した契約、保証を十分に履行すること。
- 財務、法律の規定による支払い、および契約違反に対する損害賠償を確実に実施すること。
- 企業名、電話番号、住所を明記した看板を事務所に掲げること。外国語を記載する場合には、その文字はベトナム語の文字より小さく、ベトナム語の下に記すこと。
- 企業は、業務部署の概略組織図を有すること、および人材紹介活動許可書の写しを掲示すること。

(3) 人材紹介活動許可書の使用権の没収

労働傷病兵社会事業局は、次の違反をした企業に対し、有期または無期限で人材紹介業許可 書の使用権を没収する。

- ❖ 3カ月間の許可書使用権の没収
 - 許可書に記載された事業内容の違反、または許可書発行条件を規定通り満たさない場合
 - 労働者、企業、その他の組織に対する不正行為が確認された場合
 - 法律の規定に基づき、企業の義務を実施しない場合
 - 1年間に3回労働法違反による行政処分を受けた場合、または同一の違反行為に対し、3回の処分を受けた場合
 - 許可書を受領してから6カ月の間に、事業を開始しない場合
 - 事業を停止した場合
- ◆ 人材紹介業許可書の使用権を有効期間中に2回没収された企業は、人材紹介活動許可書の使用権を無期限で没収される。

4. 現地法人の支店の設立条件

現地法人が本社以外にも拠点を設立し、そこで人材紹介サービスを実施することは可能である。ただし、その場合にも支店での事業登録を行う必要がある。

(1) 支店での事業登録の発給条件 現地法人設立と同様。ただし、供託金の条件はなし。

(2) 支店の事業登録手続き

- 企業が人材紹介活動許可書を発給された中央直轄市・省で同事業を行う支店の場合
 - 企業は所在地の中央直轄市・省の労働傷病兵社会事業局に、支店における人材紹介 業の委託に関する企業の決定を添付して、書面にて通知しなければならない。
 - 通知書の送付期間:支店の事業開始日から少なくとも5営業日前。

- 企業が人材紹介活動許可書を発給された中央直轄市・省以外の場所で、同事業を行う支 店の場合
 - 企業は支店の所在地の中央直轄市・省の労働傷病兵社会事業局に登録しなければならない。その際に必要な書類は次の通りである。

No.	書類名	備考
1	人材紹介業の許可書申請書	通達 No.20/2005/TT-BLDTBXH の添付
		第5号書式に基づく。
2	投資証明書、および会社の人材紹介業許可	公証写し
	書	
3	最低 36 カ月の契約期間を有する事務所の賃	公証写し
	貸契約書	
4	設備等に関する報告書	
5	許可書申請時点での従業員名簿、学歴の証	外国人の場合は、大学の卒業証書、無犯
	明書の公証写し。および町村レベル人民委員	罪証明書で合法化されたもの。
	会が確認した履歴書	

- 書類の申請先:所在地の労働傷病兵社会事業局
- 書類の審査期間:15 営業日

(3) 支店の事業期間

- 支店の事業期間は、企業の人材紹介業の許可書の期間内である。
- 企業の許可書が更新されると、支店の事業期間は再登録が不要で延長される。
- 企業が人材紹介業の期限を更新しない、または支店における人材紹介業を停止したい場合、 支店の事業終了予定日の 15 日前までに、書面にて所在地の労働傷病兵社会事業局に通 知しなければならない。

(4) 他の規定

- 支店は目につき易い場所に、以下の書類を掲示すること。
 - 支店における人材紹介業の委託に関する企業の決定
 - 支店における人材紹介業の許可に関する労働傷病兵社会事業局の通知書、および添付された人材紹介業許可書の写し
 - 会社の人材紹介許可書の更新に関する決定
- 毎年 7月 5 日および 1月 5 日までに、会社は支店の所在地の労働傷病兵社会事業局に、 上半期および年次の定期報告を行う責任を負う。報告の内容は労働傷病兵社会事業省の 規定に基づく。

III. 就業者に必要な資格

- (1) 就業者に必要な資格の有無、必要な場合の資格取得手続 当該事業の登録については、特に有資格者を置く必要はない。
- (2) 日本人就業者に対する規制 業務の範囲に関する規定はないが、ベトナムで就労する日本人を含めた外国人は、現地での

人材がまだ対応できない専門的、高度な技術を必要とする業務で就労する者に限られる。なお、外国人が現地で3カ月以上就労する場合には、労働許可書が必要である。外国人の就業者数についての割合は、以前は全従業員数の3%以下とする規定があったが、現在は規制が撤廃されており、法的な規定はない。ただし、極端にベトナム人の比率が少なく、外国人の割合が多い場合には、当局の判断で労働許可書の取得が困難になる場合もある。

IV. 現地スタッフの募集・採用

現地スタッフの募集、採用についても特に規制はない。また、人数についても必ず採用しなければならない規定はない。ただし、現地での行政手続きは、すべてベトナム語の書類で行うので、実務上ベトナム人がゼロでは業務に支障が発生する。また、ベトナム人従業員の比率が極端に少ない場合、上記(3)で記載したように外国人の労働許可書取得が難しくなる恐れもある。

第4章

べトナムにおける公的人材紹介センターおよび主な人材サービス企業

A. 公的人材紹介センター

労働傷病兵社会事業省の情報に基づけば、2011 年末時点で全国における公的な人材紹介センターの数は、およそ130である。下記は主な人材紹介センターの情報である。

1. ハノイ人材紹介センター

設立年	1991年
ウェブサイト	http://www.vieclamhanoi.net/
社員数	115名
連絡先	No.285 Trung Kinh、 Yen Hoa Ward、 Cau Giay District、 Hanoi City Tel: (84 - 4) 3782 2806 Fax: (84 - 4) 3784 0675
主な事業	人材採用支援事業/駐在員事務所の給与計算代行/人事コンサルティング/労働許可書の申請/就職セミナーの開催(あるいは合同会社説明会)/ウェブ採用サービス
主な顧客	ベトナム企業、AIA、COCA COLA、VPBANK、TAXI GROUP
その他	月に4回、定期的な就職相談会を開催する。 雇用相談する人数は、毎月約3,000人。雇用紹介の人数は、毎月1,000人。

2. ホーチミン人材紹介センター

設立年	2006年
ウェブサイト	http://vieclamhcm.net
社員数	51名
連絡先	No. 153, Xo Viet Nghe Tinh Street, 17 Ward, Binh Thanh District, HCMC Tel: (84 - 8) 3840 5154 Fax: (84 - 8) 38401638
主な事業	人材採用支援事業/駐在員事務所の給与計算代行/人事コンサルティング/労働許可書の申請/就職セミナーの開催(あるいは合同会社説明会)
主な顧客	ベトナム企業、PRUDENTIAL、CATHAY LIFE
その他	1カ月に4回、就職相談会を開催する。雇用相談する人数は、毎月約2,000~3,000 人。雇用紹介の人数は、毎月1,000人。

3. ダナン人材紹介センター

0. / / V / CP3 // H.	/i = · /
設立年	1992年
ウェブサイト	http://www.vieclamdanang.net/
社員数	37 名
連絡先	No. 21, Phan Chu Trinh street, Hai Chau District, Da Nang City
建 桁儿	Tel: (84 - 511) 382 5606 Fax: (84 - 511) 382 5606
主な事業	人材採用支援事業/駐在員事務所の給与計算代行/人事コンサルティング/労
工なず未	働許可書の申請/就職セミナーの開催(あるいは合同会社説明会)
主な顧客	ベトナム企業、FPT、AIA
その他	1カ月に四回、定期的に就職相談会を開催する。雇用相談する人数は、毎月約
ての他	1,000人。雇用紹介の人数は、毎月 400~500人。

B. 主な人材サービス企業

I. 日系(合弁会社、日本人が代表のベトナム企業も含む)

1. CareerLink Co.,LTD.

設立年	2006年
ウェブサイト	http://www.careerlink.vn/ja
人数	40 名
資本金	5億ベトナムドン
	ホーチミン
	R.302, No. 270-272 Cong Hoa, 13 Ward, Tan Binh District, HCMC
 連絡先	Tel: (84-8) 5434 1640(担当:池田) Email: contact@careerlink.vn
上	ハノイ
	R.307, No.23 Lang Ha, Ba Dinh District, Hanoi City
	Tel: (84-4) 3519 0377 (担当:鈴木) Email: <u>contact@careerlink.vn</u>
主な事業	エグゼクティブサーチ事業/人材採用支援事業/求人サイト運営事業/ウェブ採
土なず未	用サービス
主な顧客	キャノン、AEON、ビナエースコック、サッポロビール、味の素など
備考	ベトナム人における知名度には自信。顧客層は、人材紹介では、日系30%、ベトナ
	ム30%、欧米等40%。WEB求人では、日系10%、その他90%。WEB求人でトップを
	目指している。

2. ICONIC Co,. Ltd.

設立年	2008年
ウェブサイト	http://www.iconic-intl.com/
社員数	30名
資本金	27,778 米ドル
	ホーチミン
	4F, Avenis Building, 145 Dien Bien Phu street, District 1, HCMC
連絡先	Tel: (84-8) 3821 5122 Fax: (84-8)3821-1294 Email: <u>info@iconic-intl.com</u>
建 相九	ハノイ
	4F TDL Bldg、22 Lang Ha Ward、Dong Da District、Hanoi City
	Tel: (84-4)3776 5963 Fax: (84-4)3776 5985
	ベトナムにおける人材採用支援事業/ベトナムにおける日越通訳者の紹介事業/
主な事業	日本におけるグローバル人材採用支援事業/人事・労務関連の調査代行およびコ
	ンサルティング事業/求人サイト運営事業
主な顧客	三井住友銀行、富士通、NECなど
	IT系の人材紹介に強みがあり、この分野でベトナム国内のトップを目指す。日系向
備考	けには製造業、商社、物流系、金融系とIT分野のみならず紹介実績多数。現地採
	用日本人の人材紹介でも豊富な実績。
	求人媒体の展開も積極的に展開中で、ベトナムでの人材・求人事業で付加価値の
	高いサービスを目指している。

3. Asahi Tec Vietnam Co.,Ltd

設立年	2007年
ウェブサイト	http://employer.jwork.vn/
社員数	26名
定款資本金	100,000 米ドル
	ホーチミン
連絡先	602、6th Floor, Zen Plaza、54-56 Nguyen Trai, District 1, Ho Chi Minh City Tel: (84-8) 3925 6675/6676 Fax: (84-8) 39256674
	309A 3rd Floor, V-tower, 649 Kim Ma, Ba Dinh District, Hanoi Tel:(84-4) 3766 7640 Fax: (84-4) 3766 7641
主な事業	人材採用支援業務/人事労務コンサルタント(就業規則作成、賃金テーブル作成サポート等、人事労務に関するコンサルタント業務)/給与計算代行、外国人の労働許可書取得代行など
主な顧客	主に日系企業
	l l

4. Hirayama Vietnam Co., Ltd

設立年	2011年
ウェブサイト	http://www.hirayamavietnam.com.vn/
社員数	5名
定款資本金	500,000 米ドル
	Room 306, 3 rd Floor, Center for Technology, ThangLong Industrial Park, Dong Anh
連絡先	District, Hanoi City
生がりし	Tel:(84-4) 3959 0247 Fax:(84-4) 3959 0246
	Email: <u>info@hirayamavietnam.com.vn</u>
ナが事業	人材育成、社員研修/製造現場改善コンサルティング/日本人技術者の紹介、派
主な事業	遣/人材管理コンサルティング/製造アウトソーシング/進出時のサポート
主な顧客	日系を含むベトナム進出企業、ベトナム企業
	日系企業の社員研修や人材採用を行い企業のボトムアップを支援。また、日系企
備考	業と取引をしたいベトナム企業への現場診断や5 S 教育にも力を入れ裾野産業育
	成に貢献。
	ベトナム人経営者らの訪日研修ツアーも実施している。
	その他技能実習生など日本への派遣前、派遣後のサポートも行い、技術者の資
	格認定制度などについても研究中。

5. RGF HR Agent Vietnam Co., Ltd.

設立年	2011年
ウェブサイト	http://www.rgf-hragent.asia/vietnam/
社員数	18名
	RM903、Central Plaza、17 Le Duan Street、District 1、Ho Chi Minh City
連絡先	Tel:(84-8) 3911 5800 Fax:(84-8) 3911 5803
	Email: <u>vietnam-jp@rgf-hragent.asia</u> (担当:森田·佐藤)

主な事業	人材紹介事業(ベトナム人・日本人・その他の国の方々)/エグゼクティブサーチ事業/人事組織コンサルティング・採用コンサルティング
主な顧客	日系企業、欧米企業、ベトナム企業
備考	株式会社リクルート社のベトナム法人。新規進出企業サポート・製造業・食品関係・IT業界で実績豊富。ヘッドハンティングも対応可能。今後のテーマとしては、ベトナム人材の日本への紹介、非日系市場の拡大、各国の人材の在ベトナム企業への紹介など。

6. Pasona Tech Vietnam Co., Ltd.

設立年	2004年
ウェブサイト	http://vn.pasonatech.co.jp/
社員数	60名
資本金	500,000 米ドル (100% 株式会社パソナテック資本)
連絡先	M Floor, E.Town 1, 364 Cong Hoa Street, Tan Binh District, Ho Chi Minh City Tel:(84-8) 3812 7150 Fax:(84-8) 3812 7151 Email: info@vn.pasonatech.co.jp
主な事業	コンピュータソフトウェアの開発(国内 SI およびオフショア開発)/ベトナム国内向けパッケージソフトウェアの開発・販売(会計・給与)/CAD 製図、WEB 作成、DTP (デスクトップパブリッシング)/BPO(ビジネスプロセスアウトソーシング)/人材紹介および採用コンサルティング事業
主な顧客	進出日系企業
備考	人材紹介は業種を問わず。 IT人材については、試験も可能。今後の計画としては、ハノイ、ダナンへの進出、人材関連のコンサルティングの拡充、ITの請負、業務委託を受けての人材採用など。

7. Vieclam Bank.Com

設立年	2006年
ウェブサイト	http://www.vieclambank.com
社員数	33 人
	ホーチミン
	404 Cao Thang Street、Ward 12、District 10、Ho Chi Minh City
	Tel: (84-8) 3868 0220 Fax: (84-8) 3868 0221
連絡先	ハノイ
	Room4.2, 4 th Floor, Lucky Building, 66 Tran Thai Tong Street, Dich Vong
	Ward, Cau Giay District, Hanoi City
	Tel: (84-4) 6270 1630 Fax: (84-4) 6270 1631 Email: <u>info@vieclambank.com</u>
主な事業	人材紹介・ヘッドハンティング(ベトナム人、日本人)/労務・人事アウトソーシング、
	コンサルティング/採用セミナーイベントのオーガナイズ/就職情報サイト
	VieclamBank、R-Vietnam の運営
主な顧客	双日、ファミリーマート、三井住友海上、キリン、京セラ、三井住友銀行、NTT デー
	タ、住友商事、パナソニックなど
備考	人材紹介はスタッフ以上の役職で、報酬は2カ月分の給与

8. HR NAVI

設立年	2007年
ウェブサイト	http://hrnavi.com/

社員数	20人
連絡先	ホーチミン 14th Floor, Maritime Bank Tower, 108-192 Nguyen Cong Tru Str., Dist.1, HCMC Tel:(84-8) 2210 1718 Fax:(84-8) 3821 9333 ハノイ 1503, 15th Floor, VIT Tower, 519 Kim Ma Str., Ba Dinh Dist., Hanoi (2013 年 7 月以降の住所:12 th Floor, Indochina Plaza Hanoi, Office Tower, No. 239, Xuan Thuy street, Cau Giay district, Ha Noi) Tel:(84-4) 2220 0334 Fax:(84-4) 2220 0335 Email: career@hrnavi.com
主な事業	人材紹介事業
備考	紹介の対象者は、短大卒以上。経理、日本語人材、幹部候補が得意

9. NMS International Vietnam Company Limited

設立年	2010年
ウェブサイト	http://www.n-ms.co.jp
社員数	15名
資本金	950,000 米ドル
連絡先	ホーチミン 3 rd Floor, ITAXA Building, 19 Vo Van Tan Street, Ward 6, 3 District, Ho Chi Minh City Tel: (84-8) 6295 8692 Fax: (84-8) 6295 8693 ハノイ Room 305, Techno-Center, Thang Long Industrial Park, Dong Anh District, Ha Noi Tel: (84-4) 3959 0255 Fax: (84-4) 3959 0256
主な事業	構内製造請負事業および製造受託事業
備考	本社はホーチミン市だが、ハノイ周辺での事業が中心。ベトナム企業では出来ない製造請負分野での事業拡大を目指す。

10. OS Power Vietnam Co.,LTD

設立年	2012年
社員数	10名
資本金	550,000 米ドル
連絡先	Room 11, 2 nd Fl., No. 6 Nguyen Thi Thap, Trung Hoa Ward, Cau Giay Dist., Ha Noi
主な事業	生産アウトソーシング事業(派遣、請負)/人材紹介サービス
備考	製造業への人材派遣を実施しているが、今後はハイフォン、ホーチミン市などでの 事業展開を計画。中期的には、半導体、医療、自動車など業種に特化した質の高 い人材のニーズにも応えるようにしたい。

II. 非日系外資

1. NAVIGOS Group (Vietnam Works と NAVIGOS Search を含む)

設立年	2002年
ウェブサイト	http://www.navigosgroup.com/index.htm http://www.vietnamworks.com http://www.navigossearch.com

社員数	200名以上
投資家	米国
	ホーチミン
	130 Suong Nguyet Anh Street, District 1, Ho Chi Minh City
	Tel: (84-8) 3925 5000 Fax: (84-8) 3925 5111
	Email: contact@navigosgroup.com
連絡先	ハノイ
	7th floor, V- building, 125-127 Ba Trieu Street, Nguyen Du Ward, Hai Ba Trung
	District, Hanoi City
	Tel: (84-4) 3974 3033 Fax: (84-4) 3974 3031
	Email: contact@navigosgroup.com
主な事業	人材調査および採用支援事業
備考	Navigos Search による人材紹介は、最低報酬 1,500 米ドルで、マネージャー以上の
	紹介が中心。
	Vietnamworks は、WEB 求人分野で首位。登録者短大卒以上のみ。
	・採用情報の掲載費用:79 米ドル/月/求人1件
	・応募者の履歴書の検索:139 米ドル/月

2. Manpower Vietnam

設立年	2008年
ウェブサイト	www.manpower.com.vn
社員数	50名
投資家	米国
連絡先	ホーチミン 8th Floor, Resco Building, 94-96 Nguyen Du street, Dist. 1, HCMC Tel:(84-8) 3911 0950 Fax:(84-8) 3911 0955 Emai:info_HCM@manpower.com.vn ハノイ 8th Floor, Capital Tower, 109 Tran Hung Dao, Hoan Kiem, Hanoi
	Tel:(84-4) 3974 4574 Fax:(84-4) 3974 4575 Email: <u>info HN@manpower.com.vn</u>
主な事業	ヒューマンリソースコンサルティング/人材採用支援事業/終身雇用支援事業
備考	顧客は日系 30%、非日系 70%。各国の商工会に加入し、欧米系企業に強み。日本の正規社員としてのベトナム人の採用(特に IT)など、国際間での人材採用支援も実施。業種に応じた適正テストの実施を計画中。労働傷病兵社会事業省へのコンサルティングなど、行政との関係も強い。

3. First Alliances

設立年	1998年
ウェブサイト	http://www.firstalliances.net/
社員数	60名以上
投資家	オーストラリア

連絡先	採用および留学事業 Suite 1211, Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang Street, Dist. 1, HCMC Tel: (84-8) 3910 2080 Fax: (84-8) 3910 2079 ヒューマンリソースアウトソーシングおよび海外就職支援事業 123 Nguyen Huu Canh Street, Binh Thanh Dist., HCMC Tel: (84-8) 3512 9380 Fax: (84-8) 3512 5247 Email: overseasemployment@firstalliances.net
主な事業	人材調査および採用支援事業/ヒューマンリ・ソースアウトソーシング事業/海外採 用支援サービス
主な顧客	UNILEVER, ELECTROLUX, COCA COLA, KODAK, DHL, SAMSUNG, AIG, SIEMENS

4.VN Recruitment

設立年	2007年
ウェブサイト	http://www.vnrecruitment.com/index.php
投資家	オランダ
社員数	20名
連絡先	Unit 208、4 Dong Khoi Street、District 1、Ho Chi Minh City
	Tel: (84-8) 3827 6398 Email: info@vnrecruitment.com
主な事業	エグゼクティブサーチ事業/給与計算代行/派遣事業/アウトソーシング事業/
	再就職斡旋サービス
備考	紹介報酬は2カ月分の給与だが、最低報酬額1,600米ドル。
	紹介の対象は短大卒以上の人材に限る。

5. Robert Walters

設立年	2011年
ウェブサイト	http://www.robertwalters.com.vn/
投資家	英国
	Unit 1403, 14 Fl, Kumho Asiana Plaza,39 Le Duan Street, District 1, HCMC
連絡先	Tel:(+84-8) 3520 7900 Fax:(84-8) 3520 7901
	Email: hochiminh@robertwalters.com
主な事業	人材採用業務
備考	紹介報酬は年収の25%。紹介するのはマネージャー以上の役職のみ。
	本社は 23カ国に海外 51 拠点を展開している。経理・財務、金融、法務、IT、営業
	およびマーケティング、人事などの分野で人材紹介事業を行っている。

6. Adeco Vietnam

設立年	2011年
ウェブサイト	http://www.adecco.com.vn/
社員数	1,050 名
連絡先	F11, Empire Tower Tower, 26-28 Ham Nghi street, District 1, Ho Chi Minh City
	Tel:(84-8) 3915 3430 Fax:(84-8) 3915 3431 Email: <u>info@adecco.com.vn</u>
主な事業	人材採用支援事業/採用アウトソーシング事業
主な顧客	外資企業
備考	現場労働者の紹介も実施。財務・法務、営業、マーケティング、技術などの分野

III. ベトナム企業

1. Talent Net

設立年	2007年
ウェブサイト	http://www.talentnet.vn/
社員数	100名
連絡先	ホーチミン 4 th Floor, Star Building, 33 Mac Dinh Chi Street, District 1, Ho Chi Minh City Tel: (84-8) 6291 4188 Fax: (84-8) 6291 4088 Email: contact@talentnet.vn ハノイ Unit 6、5 th floor, International Centre, 17 Ngo Quyen Street, Ha Noi City Tel: (84-4) 3936 7618 Fax: (84-4) 3936 7619
主な事業	ヒューマンリソース事業/エグゼクティブサーチ/人事コンサルティング/ヒューマンリソース事業/アウトソーシング事業/所得調査/ヒューマンリソースコンサルティング/人事教育研修事業
主な紹介分野	薬剤、製造,輸入販売,不動産,銀行業,消費財業
主な顧客	Abbott, Adidas Singapore Pte. Ltd., Chevron Vietnam, Bitexco Land, HSBC Bank (Vietnam) Ltd., Citibank, Chartis Vietnam Insurance Company Limited, Unilever Vietnam, Johnson & Johnson Vietnam
備考	紹介の報酬は、給与2カ月分。 世界最大の人材コンサルティング会社である MERCER の公式エージェントである。 同社は評価、賃金、賃金、福利厚生などの比較調査、人事コンサルティングサービ スの関連情報を提供している。

2. HR2B

設立年	2003年
ウェブサイト	http://www.hr2b.com/Home/tabid/36/Default.aspx
社員数	60名
連絡先	ホーチミン 1st Floor, Thien Son Bldg., 5 Nguyen Gia Thieu St., Dist. 3., Ho Chi Minh City Tel: (84-8) 3930 8800 Fax: (84-8) 3930 8565 ハノイ Room 2208, 22nd Fl., Capital Tower, 109 Tran Hung Dao Str., Hoan Kiem Dist., Hanoi City Tel: (+84-4) 3736 6843 Fax: (+84-4) 3736 6853 Email:contact@hr2b.com General Director: Mr. Tom (0939 559 093)
主な事業	エグゼクティブサーチ事業/採用アウトソーシング事業/給与計算代行/人事コン サルティング
主な顧客	DELL, DELOITTE, HSBC, MAERSK, PANASONIC, TECHCOMBANK, KAO, NESTLE, LG
備考	紹介の報酬は、給与2カ月分。2011年の実績として、500名以上を紹介。その内に、200名はマネージャー以上の役職。紹介した業種は製造業25%、IT 20%、薬品15%、金融10%、その他30%。

3. NIC Human Resource Consulting JSC

設立年	2002年
ウェブサイト	http://nicvn.com/default.aspx
社員数	200名
連絡先	ハイ (Head office) 3rd Flr., Gemadept Bldg., 108 Lo Duc Str., Hai Ba Trung Dist., Hanoi City Tel: (84-4) 3971 2763 (ext: 207、309) Fax: (84-4) 3978 4080 E-mail: info@nicvn.com ホーチミン No. 7、19 Rd、Tran Nao Str Binh An Ward、2 District、Ho Chi Minh City Tel: (84-8) 3740 7533 Fax: (84-8) 3740 7557
主な事業	給与計算代行/派遣事業/オンライン人材採用支援事業
主な顧客	TOYOTA, HINO, IBM, PIAGGIO, TIGER, TOA, FORD
備考	人材紹介の報酬は、給与2カ月、あるいは年収の25%。 労働者派遣におけるベトナム大手企業の一つである。百人単位で熟練工、作業員 の派遣が可能。

4. Le And Associates

設立年	2001年
ウェブサイト	http://www.l-a.com.vn/
社員数	50名以上
投資家	ベトナム
連絡先	19M Nguyen Huu Canh Street、Ward 19 Binh Thanh District、Ho Chi Minh City Tel: (84-8) 5445 6626 Fax: (84-8) 5445 6629 Email: contact@l-a.com.vn マーケティング部長: Ms.Thu: thu.phan@l-a.com.vn
主な事業	ビジネス戦略コンサルティング/ヒューマンキャピタルコンサルティング/エグゼクティブサーチ事業/採用およびアウトソーシング事業/教育研修
主な顧客	Honda, Vietnam Suzuki, Truong Hai Auto, Mercedes Benz Vietnam, Canon Viet Nam, Vinamilk
備考	人材紹介の報酬は、給与8,000万ベトナムドン以下の場合には年収の20%。8,000万ベトナムドン以上の場合には年収の25%

5. HR Power

設立年	2008年
ウェブサイト	http://www.hrpower.com.vn/default.aspx
資本金	700,000,000 ベトナムドン
社員数	15 名以上
連絡先	R.18, Newlife Bldg., No.6, Nguyen Thi Thap Str., Cau Giay Dist., Ha Noi City Tel: (84-4) 3726 4150 Fax: (84-4) 3791 6553 Email: info@hrpower.com.vn
主な事業	ヒューマンリソース事業/人材採用支援事業
主な顧客	日系企業

6. Kiem Viec.Com

ウェブサイト	http://kiemviec.com/en/
連絡先	139 Pasteur, District 3, HCMC
	Tel:(84-8) 3822 6060 Fax:(84-8) 3824 1866 Email: <u>info@kiemviec.com</u>
主な事業	ウェブ採用事業
主な顧客	Coca-Cola, Intel, Techcombank, METRO, TBM
備考	・採用情報の掲載費用:69 米ドル/月/求人1件
	・応募者の履歴書の検索:99 米ドル/月

7. Nhan Viet Management Group

設立年	2003年
ウェブサイト	http://www.NVMgroup.com
	ホーチミン
	Unit 2-4, Level 5, Annex Building, Park Royal Saigon, 309B-311 Nguyen Van Troi
	St., Tan Binh Dist., HCMC
連絡先	Tel:(+84-8) 3847 9364 Fax:(+84-8) 3847 9365
	Email: contact@NVMgroup.com
	ハノイ
	Suite 1034, Floor 10, Pacific Palace Building, 83B Ly Thuong Kiet St., Hoan Kiem
	Dist., Hanoi
	Tel:(+84-4) 3946 1049 Fax:(+84-4) 3946 1025 Hotline: +84 907 772 822
主な事業	エグゼクティブサーチ事業/ヒューマンリソースコンサルティング/従業員満足度
	調査/給与計算代行業務/ヒューマンリソース・アウトソーシング
主な顧客	Siemens, PepsiCo, Pfizer, Prudential, AIG

8. Ung Vien.Com.VN

O	
設立年	2006年
ウェブサイト	http://www.ungvien.com.vn/employee/main.html
社員数	10名
	ホーチミン
	62 Ly Chinh Thang Street, 8 Ward, 3 Dist., HCMC
連絡先	Tel:(+84-8) 6272 2796 Fax :(+84-8) 3848 2758
建 桁元	ハノイ
	2, 23 lane, Do Quang Street, Trung Hoa ward, Cau Giay Dist., Ha Noi
	Tel:(+84-4) 3512 3672 Fax:(+84-4) 3512 3672
主な事業	人材採用支援事業
主な顧客	FPT Telecom, CJ, CAD など
備考	人材紹介の報酬は、給与 1.5 月分。
	オンラインサービス、企業管理コンサルティング、ウェブサイトデザイン、工場品質管
	理評価(工場監査)コンサルティング、WRAP、SA8000、人材コンサルティング、HR
	パッケージ、アウトソーシングサービス、トレーニングサービスなどのサービスを提供
	している。

9. Tim Viec Nhanh.Com

設立年	2008年
ウェブサイト	http://www.timviecnhanh.com

連絡先	365 Le Quang Dinh, 5 ward, Binh Thanh, Ho Chi Minh city
	Tel:(+84-8) 3550 0040 Fax:(+84-8) 3515 8466
	Email: <u>lienhe@timvieclam.com</u>
主な事業	ウェブ採用事業
備考	人材紹介の対象は広く、マネージャーレベル、新卒、アルバイトまで。これまでに、
	100万人以上の紹介を実施。

10. My Work VN

設立年	2011年
ウェブサイト	http://www.mywork.vn
連絡先	7 Floor, No.88, Alley 203, Hoang Quoc Viet street, Cau Giay district, Ha Noi Tel:(+84-4) 6293 9998 Email: hoptac@mywork.vn
主な事業	ウェブ採用事業
その他備考	求人情報の掲載費は、トップバナーで 800 万ベトナムドン/件/月、通常は 400 万ベトナムドン/件/月

11. 24H.COM.VN

設立年	2004年
ウェブサイト	http://vieclam.24h.com.vn
投資家	ベトナム
	ハノイ
連絡先	12 Floor., Geleximco Bldg., 36 Hoang Cau str., O Cho Dua ward, Dong Da Dist., Ha
	Noi city
	Tel:(84-4)3512 1806 Fax:(84-4)3512 1804
	ホーチミン
	5 Floor, Hai Au Building., 39B Truong Son., 2 ward., Tan Binh Dist., HCMC
	Tel: (84-8)3848 9845 Fax: (84-8) 3848 6519
主な事業	ウェブ採用事業
備考	求人情報の掲載費は、120万ベトナムドン/件/週

12. Esu Hai Co., Ltd.

設立年	2006年
ウェブサイト	http://jp.esuhai.com/about-us.html
資本金	110億ベトナムドン
社員数	89名
	2R-2R1 Binh Gia、13 Ward、Tan Binh District、Ho Chi Minh City
連絡先	Tel: (84-8) 6266 6222 Fax: (84-8) 6288 6373
	E-mail: contact@esuhai.com Mr.Nhat: thanhnhat@esuhai.com
ナ42車 米	教育訓練/ベトナム人研修生の派遣/ベトナム人高度技術者の育成/人材採用
主な事業	支援事業
主な顧客	日系
備考	人材紹介の報酬は、給与 2.4 月分。職種は、製造系が 90%、事務系が 10%。
	Kaizenというトレーニングセンターを有し、技術と日本文化を理解する人材の育成。

第5章

関連法規

- 1. 2012年6月18日付労働法 No. 10/2012/QH13 http://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/business/pdf/VN_20120618_rev.pdf(日本語)
- 2. 2005年11月29日付投資法 No. 59/2005/QH11 http://fia.mpi.gov.vn/News.aspx?ctl=texts&sID=170 (EN) ※「Investment Law」をご覧ください。
- 3. 投資法の一部条項の施行ガイドラインおよび細則を定める 2006 年 9 月 22 日付政令 No. 108/2006/ND-CP
 - http://hochiminhcity.eregulations.org/media/Decree%20108%20(E).pdf (EN)
- 4. 労働法の一部条項の施行ガイドラインおよび細則に関する 2003 年 4 月 18 日付政令 No.39/2003/ND-CP
 - http://www.business.gov.vn/assets/81e0d5a9ecc1419ea2efd9caba864a78.pdf (EN)
- 5. 人材紹介組織の条件、設立の手続きおよび活動の規定に関する 2005 年 2 月 28 日付の政令 No.19/2005/ND-CP http://policy.mofcom.gov.cn/english/flaw!fetch.action?libcode=flaw&id=a1eacd84-60ad
 - http://policy.mofcom.gov.cn/english/flaw!fetch.action?libcode=flaw&id=a1eacd84-60ad-4072-b673-525866070249 (EN)
- 6. 政令 No.19/2005/ND-CPの一部条項の施行ガイドラインとなる 2005 年 6 月 22 日付の労働傷病 兵社会事業省の通達 No.20/2005/TT-BLDTBXH http://sldtbxh.khanhhoa.gov.vn/?ArticleId=265f78d5-8a1d-4d75-bf99-926c44c84485 (VN)
- 7. 政令 No.19/2005/ND-CPの一部条項の修正・補則となる 2008 年 6 月 5 日付の政令 No. 71/2008/ND-CP <a href="http://thuvienphapluat.vn/archive/Nghi-dinh/Nghi-dinh-71-2008-ND-CP-dieu-kien-thu-tuc-thanh-lap-hoat-dong-cua-to-chuc-gioi-thieu-viec-lam-sua-doi-Nghi-dinh-19-2005-
 - ND-CP-vb66683t11.aspx (VN)
- 8. 通達 No.20/2005/TT-BLDTBXH および政令 No. 71/2008/ND-CP の一部条項の修正・補則となる 2008 年 11 月 20 日付の労働傷病兵社会事業省の通達 No. 27/2008/TT-BLDTBXH http://sldtbxh.khanhhoa.gov.vn/?ArticleId=265f78d5-8a1d-4d75-bf99-926c44c84485 (VN)
- 9. 2011年から 2020年までのベトナムの人材発展戦略に関する 2011年 4月 19日付の首相決定 No. 579/QD-TTg
 - http://socialwork.molisa.gov.vn/en/index.php?view=article&catid=112%3Alegal-documents&id=325%3Adecision-no-579qd-ttg-on-april-19-2011-on-approving-the-strategy-on-development-of-vietnamese-human-resources-during-2011-2020&option=com_content&Itemid=421 (EN)
- 10. 人材紹介料に関する 2007 年 8 月 7 日付けの財政省、労働傷病兵社会事業省の共同通達 No.95/2007/TTLT/BTC-BLDTBXH
 - http://vanban.chinhphu.vn/portal/page/portal/chinhphu/hethongvanban?class_id=1&mode =detail&document_id=35255 (VN)

第6章

関連省庁・業界団体など問い合わせ先リスト

I. ハノイ市

1. 労働傷病兵社会省

住所: 12 Ngo Quyen Street、HoanKiem District、Hanoi TEL: (84-4)6270 3645 FAX: (84-4)6270 3609

URL: http://english.molisa.gov.vn/

2. 財政省

住所: 28Tran Hung Dao Street、HoanKiem District、Hanoi

TEL: (84-4)2220 2828 FAX: (84-4)2220 8091

URL: http://www.mof.gov.vn/

3. 計画投資省

住所: 6B Hoang Dieu Street、Ba Dinh District、Hanoi TEL: (84-4)3845 5298 FAX: (84-4)3823 4453

URL: http://www.mpi.gov.vn/

4. 教育·訓練省

住所: 49 Dai Co Viet Street、Hai Ba Trung District、Hanoi

TEL: (84-4)3869 5144 FAX: (84-4)3869 4085

URL: http://www.moet.gov.vn/

5. ハノイ計画投資局

住所: 16 Cat Linh Street、Dong Da、Hanoi

TEL: (84-4)3825 6637 FAX: (84-4)3825 1733

URL: http://www.hapi.gov.vn/

6. ハノイ市労働傷病兵社会局

住所: 75 Nguyen Chi Thanh Street、Dong Da District、Hanoi

TEL: (84-4) 3835 8868 FAX: (84-4) 3773 2434

7. ベトナム商工会議所(VCCI)

住所: 4th Floor、Dao Duy Anh Street、Dong Da District、Hanoi

TEL: (84-4) 3574 2022 FAX: (84-4) 3774 2020

URL: http://vccinews.com/

8. ベトナム協同組合連合会

住所: No.77 Nguyen Thai Hoc Street、Ba Dinh District、Hanoi

TEL: (84-4) 38431 689 FAX: (84-4) 38431 883

URL: http://www.vca.org.vn/

II. ホーチミン市

1. ホーチミン市計画投資局

住所: 32 Le Thanh Ton Street、District 1、Ho Chi Minh

TEL: (84-8) 8294 988 FAX: (84-8) 829 0817 URL: http://www.dpi.hochiminhcity.gov.vn/

2. ホーチミン市労働傷病兵社会局

住所: 159 Pasteur Street、District 3、HCM city

TEL: (84-8) 3829 1302 FAX: (84-8) 3829 4032 URL: http://www.sldtbxh.hochiminhcity.gov.vn/

人材紹介業関連の申請書類フォーム (日本語)

法令の和訳は仮訳です。

正文は原文をご参照ください。

(労働傷病兵社会事業省の2005 年6月22 日付の通達No.20/2005/TT-BLÐTBXH に添付)

ベトナム社会主義共和国

独立•自由•幸福

労働者派遣契約書、または労働者雇用契約書

- ・1994年7月5日に公布されたベトナム社会主義共和国労働法に基づき
- ・2002年労働法の幾つかの条項を修正・補則した法律に基づき
- ・人材紹介組織の設立に関する条件・手続きおよび活動を規定する 2005 年 2 月 28 日付けの政令 No.19/2005/ND-CP に基づき
- ・人材紹介組織の設立に関する条件・手続きおよび活動についての 2005 年 2 月 28 日付けの政令 No.19/2005/ND-CP の幾つかの条項を実施することを指導する社会傷病兵労働省の 2005 年 6 月 22 日付けの通達 No.20/2005/TT-BLDTBXH に基づき

甲:

雇用・派遣を要請する会社名(または機関・組織)
- 代表者:
- 職務:
- 住所:
- 電話番号:
乙:
人材紹介センターまたは人材紹介会社
- 代表者:
- 職務
- 住所:
- 電話番号:
甲と乙は、以下の契約書の条項を施行することを合意し、確約する。

- 第1条. 甲は、乙に以下の内容を報告する責任がある。
- 乙の派遣または採用を要求する労働者数、その中で以下の内容を明記する。
- +雇用する労働者数:
- + 年齢:

- + 性別:
- +健康状態:
- + 要求する能力(専門的知識、学歴、スキル、外国語、IT...)
- 職場の情報:
- + 就業場所:
- + 労働契約期間:
- + 就業開始時期:
- + 試用期間:
- + 労働条件:
- + 賃金:
- +その他の制度:

第2条. 甲と乙は、労働者の派遣時期および形式を合意した。詳細は以下の通りである。

- 派遣形式:
- 派遣時期:
- 派遣場所:
- 費用・手数料の支払い:

第3条. 乙は、甲の要求に従い労働者派遣または労働者雇用の責任を負う。

第4条. 甲は以下の責任を負う。

- 労働者との労働契約書の締結後、乙にその結果を通知する。雇用しない場合、理由を明記する。
- 本契約書に関する法律の規定および乙との具体的な合意を十分に遵守する。
- 1年間契約の労働者(乙が派遣した労働者)を期限前に解雇する場合、甲は乙にその解雇労働者と解雇理由を通知する。

第5条. 本契約書の有効期限内において、何か問題が発生した場合、双方はベトナム法律の規定に基づき、それぞれの役割および権限の範囲で協議を行い、解決する。

本契約書は、4通作成し、それぞれ2通保管し、締結日より有効で、....まで有効である。

双方は、有効期限が切れた日から10日間以内に契約書を解除し、すべての問題を解決する。

(署名および捺印) (署名および捺印)

(労働傷病兵社会事業省の通達No.20/2005/TT-BLDTBXH に添付)

ベトナム社会主義共和国

独立•自由•幸福

人材紹介契約書

- ・1994年7月5日に発行されたベトナム社会主義共和国労働法に基づき
- ・2002年労働法の幾つかの条項を修正・追加した法律に基づき
- ・人材紹介組織の設立に関する条件・手続きおよび活動を規定する政府の 2005 年 2 月 28 日付け の政令 No.19/2005/ND-CP に基づき
- ・人材紹介組織の設立に関する条件・手続きおよび活動についての 2005 年 2 月 28 日付けの政令 No.19/2005/ND-CP の幾つかの条項を実施することを指導する労働傷病兵社会事業省の 2005 年 6 月 22 日付けの通達 No.20/2005/TT-BLDTBXH に基づき

甲:

雇用・派遣を要請する会社名(または機関・組織)
- 代表者:
- 職務:
- 住所:
- 電話番号:
乙:
人材紹介センターまたは人材紹介会社
- 代表者:
- 職務
- 住所:
- 電話番号:
甲と乙は、以下の契約書の条項を施行することを合意し、確約する

第1条. 甲は、乙に以下の内容を報告する責任がある。

- 乙の派遣または採用を要求する労働者数、その中で以下の内容を明記する。
- +雇用する労働者数:
- + 年齢:
- + 性別:

- +健康状態:
- + 要求する能力(専門的知識、学歴、スキル、外国語、IT...)
- 職場の情報:
- + 就業場所:
- + 労働契約期間:
- + 就業開始時期:
- + 試用期間:
- + 労働条件:
- + 賃金:
- +その他の制度:
- 第2条. 甲と乙は、人材紹介の時期および形式を合意した。詳細は以下のとおりである。
- 人材紹介形式:
- 実施時期:
- -場所:
- 費用・手数料の支払い:
- 第3条. 乙は、甲の要求に従い人材紹介の責任を負う。
- 第4条. 甲は以下の責任を負う。
- 労働者との労働契約書の締結後、乙にその結果を通知する。雇用しない場合、理由を明記する。
- 本契約書に関する法律の規定および乙との具体的な合意を十分に遵守する。
- 1年間契約の労働者(乙が派遣した労働者)を期限前に解雇する場合、甲は乙にその解雇労働者と解雇理由を通知する。
- 第5条. 本契約書の有効期限内において、何か問題が発生した場合、双方はベトナム法律の規定に従いそれぞれの役割および権限の範囲で協議を行い、解決する。

本契約書は、4通作成し、それぞれ2通保管し、締結日より有効で、....まで有効である。

双方は、有効期限が切れた日から10日間以内に契約書を解除し、すべての問題を解決する。

(署名および捺印)

(署名および捺印)

(労働傷病兵社会事業省の通達 No.20/2005/TT-BLÐTBXH に添付)

ベトナム社会主義共和国 独立・自由・幸福

	 .年.	 ∄	. 日

人材紹介事業許可書申請書

...省 労働傷病兵社会事業局 御中

1.	社名:
	取引名:
2.	本社:
	電話番号:ファクス:Eメール:
3.	口座番号:銀行名:
4.	営業登録許可書 No.: 年年月日に
5.	申請時点での定款資本:
6.	社長の氏名(予定):
7.	許可書の期間内での会社の活動計画:
8.	申請書に添付した書類は次の通り:
_	
_	
-	
- ++\\(\pi\)	人坐のキョナッ W・カキ・トゥ
	介業の許可書発給を申請する。 国家の現行規定を遵守することを誓約する。
当江ル	国家の先生成化を度付することを言称する。
	社長
	(署名および捺印)
宛先:	

Copyright©2012 JETRO All rights reserved.

(労働傷病兵社会事業省の通達 No.20/2005/TT-BLÐTBXH に添付)

省人民委員会	ベトナム社会主義共和国
労働傷病兵社会事業局	独立·自由·幸福
No:/LDTBXH-GP	年月日
人材紹介事業許	可書
労働傷病兵社	会事業局長
 人材紹介組織の条件、設立の手続きおよび活動のNo.19/2005/ND-CPに基づき 人材紹介組織の条件、設立の手続きおよび活動のNo.19/2005/ND-CPのガイドラインとなる 2005 年 6 No.20/2005/TT-BLDTBXH に基づき の申請書を検討した上、下記の通り決定する 	規定に関する 2005 年 2 月 28 日付の政令 月 22 日付の労働傷病兵社会事業省の通達
決定	
第一条:下記の会社に人材紹介業活動を許可する。	
取引名:	
会社を管理する機関(ある場合):	
営業登録書 No:年年月	より発給された。
本社:	
電話番号:アァクス:Eメール:	
口座番号:で	
第二条:許可期限:年月日から	
年月日まで	
第三条:会社は人材紹介業についての国家の明	見行規定に十分に準ずる責任を負う。
	労働傷病兵社会事業局長

(署名および捺印)

(労働傷病兵社会事業省の通達 No. 20/2005/TT-BLDTBXH に添付)

会社名

今年上半期(または年次)における人材紹介業の報告書 労働傷病兵社会事業局 御中

Т	会社につい	170	与抵的	おくは出
	マーケー りしょうり	/ • C U .	ノロノイロ・ロ・	1/7 18 34

- 会社名:
- 住所:
- 電話番号:

- ファックス番号:

II. 施設·人事:

No.	項目	合計			その内訳			備考
			相談	人材紹介·人材派遣	労働市場情報	職業教育訓練	その他	
1	使用面積(m²)							
2	施設:							
	施設費総額(億ドン):							
3	役員、従業員(人)							
	内訳:							
	- 短期大学レベル以上の学歴							

III. 活動結果

No.	指数	単位	上半期(または一年中)の計画	報告期間における実施
1	就職の面接人数	人		
	<i>内訳:</i> + 女性	"		
	+ 障害者	"		
	具体的には: +職業相談	"		

Copyright©2012 JETRO All rights reserved.

	+ 職業教育相談	"	
	+ 労働制度、政策相談	٠,	
2	求職登録のために来社した人数	٠.,	
	内訳: +女性	٠.	
	+ 障害者	٠.	
	+ 専門的な技術を持っている労働者	٠.	
	+ 地方の労働者	٠,٠	
3	人材紹介を受けた人数	٠.	
	内訳: +女性	٠.	
	+ 障害者	٠.	
	+ 専門的な技術を持っている労働者	٠.	
	+ 地方の労働者	٠.	
	求職登録労働者と比べ人材紹介を受けた人数の比率	%	
4	人材紹介会社の紹介によって就職出来た人数	人	
	内訳: +女性	"	
	+ 障害者		
	+ 専門的な技術を持っている労働者	"	
	+ 地方の労働者	"	
	人材紹介会社の紹介によって就職出来た人数の比率	%	
5	企業・組織が派遣・雇用を要請する労働者数	"	
	内訳: +女性	دد	
	+ 障害者	دد	
	+ 専門的な技術を持っている労働者	دد	
6	人材紹介会社が企業・組織に派遣・雇用させた労働者数		
	内訳: +女性	٠.	
	+ 障害者	٠.,	
	+ 専門的な技術を持っている労働者	cc	

7	企業・組織によって雇用された労働者数	人		
	内訳: +女性			
	+ 障害者			
	+ 専門的な技術を持っている労働者			
	+ 地方の労働者			
	企業・組織によって雇用された労働者数の比率	%		
8	人材紹介会社が労働市場情報で検索した企業・組織の数	企業•組織		
	内訳: 中央傘下省・市の地域以内			
9	人材紹介会社が労働市場情報を提供した企業・組織の数	企業•組織		
	内訳: 中央傘下省・市の地域以内			
10	職業教育を受けた人数	人		
	内訳: +企業内教育			
	+ 教育協力			
	+ その他の教育			
11	求職登録のため、企業の教育を受けた人数			
12	企業に教育され、就職出来た人数			
13	人材紹介会社のサービスを利用する企業・組織の数	企業•組織		
注意	:			
•III.0	の項目 11、12、13 は、職業教育訓練会社のみ報告する。		、年月日	
			人材紹介会社の社長	
			(署名および捺印)	

形式 05A

(修正・追加された労働傷病兵社会事業省の通達 No.20/2005/TT-BLÐTBXH に添付)

社名

ベトナム社会主義共和国

••••••	独立-自由-幸福
	, 年月 日
支店における人材約	四介事業の申請書
省 労働傷病兵社	会事業局 御中
1. 会社の情報:	
a. 社名:	
取引名:	
b. 本社:	
電話:ファックス:	Eメール:
銀行口座番号: 銀行名	
c. 営業登録証明書 No年年	日に省計画投資局より発行された。
d. 人材紹介事業許可証 No、年月	日に省計画投資局より発行された。
d).社長の氏名:	
2. 人材紹介事業を登録する支店の情報:	
a. 支店名:	
b. 支店住所:	
電話:ファックス:	Eメール:
銀行口座番号: 銀行名	
c. 支店の活動登録の証明書 No、年	月日に省計画投資局より発行された。
d. 支店長の氏名(予定) :	
3.申請書の添付書類:	
省における人材紹介事業の申請内容	を登録する。同社および支店はベトナムの法定に
従って完全に責任を負うよう誓約する。	
宛先:	会社の社長
76)U•	グ 署名および捺印)
•••••	(有力やより、行刊)

形式 06A

(修正、補則された労働傷病兵社会事業省の通達 No.20/2005/TT-BLÐTBXHに添付)

- 2008年6月5日付の政令 No. 71/2008/NĐ-CPを修正、補則した人材紹介組織の条件、設立の手続きおよび活動の規定に関する2005年2月28日付の政令 No.19/2005/ND-CP に基づき;
- 人材紹介組織の条件、設立の手続きおよび活動の規定に関する2005年2月28日付の政令 No.19/2005/ND-CPのガイドラインとなる2005年6月22日付の労働傷病兵社会事業省の通達 No.20/2005/TT-BLDTBXHに基づき;
- 会社の社長による支店の人材紹介事業の申請書に基づき;

通知書

第1条. 会社の支店名:
(人材紹介事業許可証 No、年月日に省計画投資局より発行された。)
- 支店の取名:
- 支店の活動登録の証明書 No
- 支店の住所:
-電話:ファックス:Eメール:
本通知書の発行日より省において人材紹介事業を行う。
第2条. 支店の人材紹介事業の活動期間は会社の人材紹介事業許可書の活動期間に従
う。
第3条会社および支店は国家の現行規定に十分に準ずることを確約する。
労働傷病兵社会事業局長
宛先: (署名および捺印)

人材紹介業関連の申請書類フォーム (ベトナム語)

Mẫu số 01 ban hành kèm theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH ngày 22/6/2005 của Bộ Lao động - Thương binh và Xã hội

CỘNG HOÀ XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

HỢP ĐỒNG CUNG ỨNG LAO ĐỘNG HOẶC HỢP ĐỒNG TUYỂN LAO ĐỘNG

- Căn cứ Bộ luật Lao động Nước cộng hoà xã hội chủ nghĩa Việt Nam công bố ngày 5/7/1994;
- Căn cứ Luật sửa đổi, bổ sung một số điều của Bộ luật Lao động năm 2002;
- Căn cứ Nghị định số 19/2005/NĐ-CP ngày 28/2/2005 của Chính phủ quy định về điều kiện, thủ tục thành lập và hoạt động của tổ chức giới thiệu việc làm;
- Căn cứ Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH ngày 22/6/2005 của Bộ Lao động Thương binh và Xã hội hướng dẫn thi hành một số điều của Nghị định số 19/2005/NĐ-CP ngày 28/2/2005 của Chính phủquy định về điều kiện, thủ tục thành lập và hoạt động của tổ chức giới thiệu việc làm,

Hôm nay, ngày tháng năm, tại
Bên A: Tên Doanh nghiệp (hoặc cơ quan, tổ chức) có nhu cầu tuyển dụng/được cung ứng lao động:
- Đại diện là Ông/Bà:
- Chức vụ:
- Địa chỉ:
- Điện thoại:
Bên B: Trung tâm giới thiệu việc làm hoặc Doanh nghiệp hoạt động giới thiệu việc làm:
- Đại diện là Ông/Bà:
- Chức vụ:
- Địa chỉ:
- Điện thoại:
Hai bên thoả thuận và cam kết thực hiện các điều khoản hợp đồng sau đây:
Điều 1: Bên A có trách nhiệm thông báo cho bên B các nội dung sau:
- Tổng số lao động đề nghị bên B cung ứng hoặc tuyển: người, trong đó nêu cụ thể từng vị trí công
việc với nội dung sau:
+ Số lao động cần tuyển:
+ Độ tuổi:
+ Giới tính:
+ Sức khoẻ

- + Yêu cầu (Văn hoá, trình độ chuyên môn nghề nghiệp, tay nghề, ngoại ngữ, vi tính...):
- Các thông tin về nơi làm việc:
- + Địa điểm làm việc:
- + Thời hạn hợp đồng lao động:
- + Thời gian bắt đầu làm việc:
- + Thời gian thử việc:
- + Điều kiện làm việc:
- + Mức lương:
- + Các chế độ khác:

Điều 2. Hai bên đã thỏa thuận thời gian và phương thức bàn giao lao động, cụ thể như sau:

- Phương thức bàn giao:
- Thời gian bàn giao:
- Địa điểm bàn giao:
- Thanh toán phí, lệ phí:

Điều 3. Bên B có trách nhiệm cung ứng lao động hoặc tuyển lao động theo đúng yêu cầu của bên A.

Điều 4. Bên A có trách nhiêm:

- Thông báo kết quả tuyển lao động cho bên B sau khi bên A giao kết hợp đồng lao động với người lao động. Trường hợp không tuyển dụng, nêu rõ lý do;
- Thực hiện đầy đủ những quy định của pháp luật và các thoả thuận cụ thể với bên B trong hợp đồng này;
- Thông báo cho bên B đối với những lao động (do bên B cung ứng) chấm dứt hợp đồng lao động trước thời hạn đối với những lao động được tuyển dụng trong thời hạn 01 năm kể từ ngày người lao động ký kết hợp đồng lao động và lý do chấm dứt.
- **Điều 5.** Trong quá trình thực hiện hợp đồng, nếu có vấn đề phát sinh hai bên cùng bàn bạc, giải quyết đúng chức năng và quyền hạn của mỗi bên theo quy định của pháp luật Việt Nam.

Hợp đồng này được làm thành bốn bản, hai bản do bên A giữ, hai bản do bên B giữ để thực hiện, có hiệu lực kể từ ngày ký và có giá trị đến........... Hai bên phải thanh lý hợp đồng và giải quyết mọi vướng mắc trong vòng 10 ngày kể từ ngày hợp đồng này hết hiệu lực.

Đại diện bên A

Đại diện bên B

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

Mẫu số 02 ban hành theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH ngày 22/6/2005 của Bộ Lao động - Thương binh và Xã hội

CÔNG HOÀ XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM

Độc lập - Tự do - Hạnh phúc

HỢP ĐỒNG GIỚI THIỆU VIỆC LÀM

- Căn cứ Bộ luật Lao động Nước cộng hoà xã hội chủ nghĩa Việt Nam công bố ngày 5/7/1994;
- Căn cứ Luật sửa đổi, bổ sung một số điều của Bộ luật Lao động năm 2002;
- Căn cứ Nghị định số 19/2005/NĐ-CP ngày 28/2/2005 của Chính phủ quy định về điều kiện, thủ tục thành lập và hoạt động của tổ chức giới thiệu việc làm;
- Căn cứ Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH ngày 22/6/2005 của Bộ Lao động Thương binh và Xã hội hướng dẫn thi hành một số điều của Nghị định số 19/2005/NĐ-CP ngày 28/2/2005 của Chính phủ quy định về điều kiện, thủ tục thành lập và hoạt động của tổ chức giới thiệu việc làm,

Hôm nay, ngày tháng năm, tại
Bên A: Tên Doanh nghiệp (hoặc cơ quan, tổ chức) có nhu cầu tuyển dụng lao động:
- Đại diện là Ông/Bà:
- Chức vụ:
- Địa chỉ:
- Điện thoại:
Bên B: Trung tâm giới thiệu việc làm hoặc Doanh nghiệp hoạt động giới thiệu việc làm
- Đại diện là Ông/Bà:
- Chức vụ:
- Địa chỉ:
- Điện thoại:
Hai bên thoả thuận và cam kết thực hiện các điều khoản hợp đồng sau đây:

Điều 1. Bên A có trách nhiệm thông báo cho bên B các nội dung sau:

- Tổng số lao động cần tuyển và đề nghị bên B giới thiệu là:..... người, trong đó nêu cụ thể từng vị trí công việc với các nội dung sau:
- + Số lao đông cần tuyển:
- + Đô tuổi:
- + Giới tính:
- + Sức khoẻ
- + Yêu cầu (Văn hoá, trình độ chuyên môn nghề nghiệp, tay nghề, ngoại ngữ, vi tính...):
- Các thông tin về nơi làm việc:
- + Địa điểm làm việc:

- + Thời hạn hợp đồng lao động:
- + Thời gian bắt đầu làm việc:
- + Thời gian thử việc:
- + Điều kiện làm việc:
- + Mức lương:
- + Các chế độ khác:

Điều 2. Hai bên đã thỏa thuận thời gian và phương thức giới thiệu việc làm, cụ thể như sau:

- Phương thức giới thiệu việc làm:
- Thời gian thực hiện:
- Đia điểm:
- Thanh toán phí, lệ phí:

Điều 3. Bên B có trách nhiệm giới thiệu việc làm theo đúng yêu cầu của bên A.

Điều 4. Bên A có trách nhiêm:

- Thông báo kết quả tuyển lao động cho bên B sau khi bên A giao kết hợp đồng lao động với người lao động. Trường hợp không tuyển dụng, nêu rõ lý do;
- Thực hiện đầy đủ những quy định của pháp luật và các thoả thuận cụ thể với bên B trong hợp đồng này;
- Thông báo cho bên B đối với những lao động (do bên B cung ứng) chấm dứt hợp đồng lao động trước thời hạn đối với những lao động được tuyển dụng trong thời hạn 01 năm kể từ ngày người lao động ký kết hợp đồng lao động và lý do chấm dứt.
- **Điều 5.** Trong quá trình thực hiện hợp đồng, nếu có vấn đề phát sinh hai bên cùng bàn bạc giải quyết đúng chức năng và quyền hạn của mỗi bên theo quy định của pháp luật Việt Nam.

Hợp đồng này được làm thành bốn bản, hai bản do bên A giữ, hai bản do bên B giữ để thực hiện, có hiệu lực kể từ ngày ký và có giá trị đến........... Hai bên phải thanh lý hợp đồng và giải quyết mọi vướng mắc trong vòng 10 ngày kể từ ngày hợp đồng này hết hiệu lực.

Đại diện bên A

Đại diện bên B

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

Mẫu số 05 ban hành kèm theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH của Bộ Lao động - Thương binh và Xã hội

Tên đơn vị	CỘNG HOÀ XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
	Độc lập - Tự do - Hạnh phúc
	, ngày tháng năm
	ĐƠN ĐỂ NGHỊ
	Cấp giấy phép hoạt động giới thiệu việc làm
Kính	gửi: Sở Lao động - Thương binh và Xã hội
1. Tên doanh nghiệp:	
Tên giao dịch:	
2. Địa chỉ trụ sở chính:	
Điện thoại:	Fax:Email:
3. Số tài khoản:	tại:
4. Giấy phép đăng ký kin cấp.	h doanh số ngày tháng năm do Sở Kế hoạch và Đầu tư tỉnh
5. Vốn điều lệ tại thời điể	èm xin cấp phép:
6. Họ và tên Tổng Giám	đốc (Giám đốc) doanh nghiệp (dự kiến): :
	động của doanh nghiệp trong thời hạn giấy phép:
	dong của doann nghiệp trong thời hạn giay phép.
8. Hồ sơ kèm theo Đơn đ	à nghị gầm có:
o. Ho so kelli tileo Doli ti	e ngni gom co.
-	
-	
-	
Đề nghi được cấn giấy nh	nép hoạt động giới thiệu việc làm.
	ực hiện đầy đủ trách nhiệm theo quy định hiện hành của Nhà nước.
Doaini nginçp cam ket til	Tổng giám đốc
	hoặc giám đốc Doanh nghiệp
	(Ký, ghi rõ họ tên và đóng dấu)
Nơi nhận:	(Ay, giii 10 no ton va dong dau)
1101 11114111.	

Mẫu số 06 ban hành kèm theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH của Bộ Lao động - Thương binh và Xã hội

Uỷ ban nhân dân tỉnh	CỘNG HOÀ XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM
Sở Lao động - Thương binh và Xã hội	Độc lập - Tự do - Hạnh phúc
Số: /LĐTBXH-GP	, ngày tháng năm
	GIÁY PHÉP
HOẠT ĐỘNG	GIỚI THIỆU VIỆC LÀM
Giám đốc Sở Lao ở	động - Thương binh và Xã hội
- Căn cứ Nghị định số 19/2005/NĐ-CP ngở thành lập và hoạt động của tổ chức giới th	ày 28/02/2005 của Chính phủ quy định điều kiện, thủ tục iệu việc làm;
	XH ngày 22/6/2005 của Bộ Lao động - Thương binh và Xã 005/NĐ-CP ngày 28/02/2005 của Chính phủ quy định điều chức giới thiệu việc làm;
- Xét đề nghị của;	
	QUYÉT ĐỊNH
Diều 1: Cho phép Doanh nghiệp	•
- Tên giao dịch:	
- Cơ quan quản lý doanh nghiệp (nếu có): .	
- Giấy đăng ký kinh doanh số ngày	<u>,</u>
- Địa chỉ trụ sở chính của doanh nghiệp:	
- Điện thoại:Fa	nx: Email
- Số tài khoản:giới thiệu việc làm.	.Tại được phép hoạt động
Điều 2. Thời hạn cấp phép: Từ ngày	tháng năm
đến ngày tháng năm	
Điều 3. Doanh nghiệp	
có trách nhiệm thực hiện đầy đủ các quy đị	nh hiện hành của Nhà nước về giới thiệu việc làm
Nơi nhận:	
	GIÁM ĐỐC
	SỞ LAO ĐỘNG - THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI
	(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

Mẫu số 09 ban hành kèm theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH của Bộ Lao động - Thương binh và Xã hội

Tên doanh nghiệp giới thiệu việc làm:....

BÁO CÁO KÉT QUẢ HOẠT ĐỘNG GIỚI THIỆU VIỆC LÀM SÁU THÁNG ĐẦU NĂM (HOẶC CẢ NĂM).......

Kính gửi: Sở Lao động	- Thương binh	và Xã hội
-----------------------	---------------	-----------

- I. THÔNG TIN CHUNG VỀ DOANH NGHIỆP:
- Tên doanh nghiệp:
- Địa chỉ:
- Điện thoại:

- Fax:

II. CO SỞ VẬT CHẤT - NHÂN SỰ:

STT	Hạng mục	Tổng số	Trong đó			Ghi chú		
			Tư vấn	Giới thiệu việc làm, cung ứng lao động	Thông tin thị trường lao động	Dạy nghề	Khác	
1	Diện tích sử dụng (m2)							
2	Trang thiết bị: Tổng giá trị trang thiết bị (triệu đồng):							
3	Cán bộ, nhân viên (người) Trong đó: - Có trình độ từ Cao đẳng trở lên							

III. KẾT QUẢ HOẠT ĐỘNG

STT	Chỉ số	Đơn vị	Kế hoạch 6 tháng đầu	Thực hiện trong
			năm (hoặc cả năm)	kỳ báo cáo
1	Tổng số người được tư vấn	Người		

	Trong đó: + Phụ nữ	٠,٠	
	+ Người tàn tật	"	
	Chia ra: + Tu vấn về việc làm	۲۲	
	+ Tư vấn về học nghề	۲۲	
	+ Tư vấn về chính sách chế độ lao động	٠٠	
2	Tổng số người đến Doanh nghiệp đăng ký tìm việc làm	٠.,	
	Trong đó: + Phụ nữ	"	
	+ Người tàn tật	"	
	+ Lao động có trình độ chuyên môn kỹ thuật	"	
	+ Lao động ngoại tỉnh	"	
3	Tổng số người được giới thiệu việc làm	"	
	Trong đó: + Phụ nữ	"	
	+ Người tàn tật	"	
	+ Lao động có trình độ chuyên môn kỹ thuật	٠.,	
	+ Lao động ngoại tỉnh	٠.,	
	Tỷ lệ lao động đăng ký tìm việc làm được giới thiệu việc làm	%	
4	Tổng số người được Doanh nghiệp giới thiệu việc làm nhận được việc làm	Người	
	Trong đó: + Phụ nữ	"	
	+ Người tàn tật	"	
	+ Lao động có trình độ chuyên môn kỹ thuật	"	
	+ Lao động ngoại tỉnh	"	
	Tỷ lệ lao động được Doanh nghiệp giới thiệu việc làm nhận được việc làm	%	
5	Tổng số lao động do doanh nghiệp, tổ chức đề nghị cung ứng/tuyển	٠.,	
	Trong đó: + Phụ nữ	"	
	+ Người tàn tật	"	
	+ Lao động có trình độ chuyên môn kỹ thuật	"	
6	Tổng số lao động Doanh nghiệp đã cung ứng/tuyển cho doanh nghiệp, tổ chức		
	Trong đó: + Phụ nữ	٠,٠	
	+ Người tàn tật	٠.,	
	+ Lao động có trình độ chuyên môn kỹ thuật	٠.,	
		1	1

7	Tổng số lao động cung ứng/tuyển được doanh nghiệp, tổ chức tuyển dụng	Người		
	Trong đó: + Phụ nữ	۲۲		
	+ Người tàn tật	۲۲		
	+ Lao động có trình độ chuyên môn kỹ thuật	۲۲		
	+ Lao động ngoại tỉnh	٠.		
	Tỷ lệ lao động cung ứng/tuyển được doanh nghiệp, tổ chức tuyển dụng	%		
8	Số doanh nghiệp, tổ chức mà Doanh nghiệp khai thác thông tin thị trường LĐ	DN, TC		
	Trong đó: Trong địa bàn tỉnh, TP trực thuộc Trung ương	۲۲		
9	Số DN, tổ chức được Doanh nghiệp cung ứng thông tin thị trường LĐ	DN, TC		
	Trong đó: Trong địa bàn tỉnh, TP trực thuộc Trung ương	۲,		
10	Tổng số người được đào tạo nghề	Người		
	Trong đó: + Doanh nghiệp tự đào tạo	۲,		
	+ Liên kết đào tạo	۲,		
	+ Đào tạo theo địa chỉ			
11	Số người được Doanh nghiệp đào tạo đăng ký tìm việc làm qua Doanh nghiệp	"		
12	Số người được Doanh nghiệp đào tạo tìm được việc làm qua Doanh nghiệp	"		
13	Số doanh nghiệp, tổ chức sử dụng dịch vụ của Doanh nghiệp	DN, TC		
	chú:	, ngày tháng năm		
- Ca	ác mục 11, 12, 13 phần III chỉ báo cáo đối với những doanh nghiệp có hoạt động dạy nghế	. Gián	n đốc Doanh nghiệp giới thiệu việc l	àm
			(Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)	

MÃU SỐ 05A

ban hành kèm theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH của Bộ Lao động – Thương binh và Xã hội đã được sửa đổi, bổ sung

Tên Doanh nghiệp 	CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM Độc lập – Tự do – Hạnh phúc
	 , ngày tháng năm
	ĐĂNG KÝ
Hoạt độn	g giới thiệu việc làm cho chi nhánh
Kính gửi: Sở Lạo đông -	- Thương binh và Xã hội tỉnh/thành phố
1. Thông tin về doanh nghiệp:	Thương ởnh và Xa hột thuy thành phó
	Fax: Email:
	tại
	ngày tháng năm do Sở Kế hoạch và Đầu tư tỉnh/
	làm số ngày tháng năm do Sở Lao động – phố cấp.
đ. Họ và tên Tổng Giám đốc (Giám đố	oc) doanh nghiệp.
2. Thông tin về Chi nhánh đề nghị đượ	yc hoạt động giới thiệu việc làm:
a. Tên Chi nhánh:	
b. Địa chỉ Chi nhánh:	
Điện thoại: Fax:	Email:
Số tài khoản:	tại
c. Giấy chứng nhận đăng ký hoạt động hoạch và Đầu tư tỉnh/thành phố	g của Chi nhánh số ngày tháng năm do Sở Kế cấp.
d. Họ và tên người đứng đầu Chi nhán	h (dự kiến):
3. Hồ sơ kèm theo công văn đề nghị g	ồm có:
	làm trên địa bàn tỉnh/thành phố Doanh nghiệp và Chi nhiệm theo quy định hiện hành của Nhà nước.
Nơi nhận: 	Tổng giám đốc hoặc giám đốc Doanh nghiệp (Ký, ghi rõ họ tên và đóng dấu)

MẪU SỐ 06A

ban hành kèm theo Thông tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH của Bộ Lao động – Thương binh và Xã hội đã được sửa đổi, bổ sung

	HÂN DÂN TỈNH/TP – Thương binh và Xã hội	CỘNG HÒA XÃ HỘI CHỦ NGHĨA VIỆT NAM Độc lập – Tự do – Hạnh phúc
Số:	/LĐTBXH-QĐ	, ngày tháng năm
GIÁ	M ĐỐC SỞ LAO ĐỘNG TH	IƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI
thành lập và hơ 71/2008/NĐ-C - Căn cứ Thông hội đã được sử 28/02/2005 củo việc làm,"; - Căn cứ Thông	oạt động của tổ chức giới thiệt P ngày 05/6/2008 của Chính p g tư số 20/2005/TT-BLĐTBXH ra đổi, bổ sung hướng dẫn thi h a Chính phủ quy định về điều k	28/02/2005 của Chính phủ quy định về điều kiện, thủ tục u việc làm đã được sửa đổi bổ sung tại Nghị định số phủ; I ngày 22/6/2005 của Bộ Lao động — Thương binh và Xã rành một số điều của Nghị định số 19/2005/NĐ-CP ngày ciện, thủ tục thành lập và hoạt động của tổ chức giới thiệu rhiệu việc làm cho Chi nhánh của Tổng Giám đốc (Giám
	Т	THÔNG BÁO
Điều 1. Chi nh	ánh của Doanh nghiệp:	
	at động giới thiệu việc làm sốcấp).	ngày tháng năm do Sở Lao động – Thương
- Tên giao dịch	của chi nhánh:	
- Giấy chứng n	hận đăng ký hoạt động số r	ngày tháng năm docấp.
- Địa chỉ:		
	Fax: bắt đầu l kể từ ngày ra Thông báo này.	hoạt động giới thiệu việc làm trên địa bàn tỉnh/thành phố
giới thiệu việc	làm của Doanh	m của Chi nhánh theo thời hạn của Giấy phép hoạt động
Điều 3. Doanh nhiệm thực hiệ	nghiệp và Chi nh n đầy đủ các quy định hiện hài	nánh
		GIÁM ĐỐC
Nơi nhận: 		SỞ LAO ĐỘNG – THƯƠNG BINH VÀ XÃ HỘI (Ký, ghi rõ họ tên, đóng dấu)

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。 企業情報の掲載に関し、ジェトロは掲載企業の推薦や保証をするものではありません。 ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した 内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執 筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。